

資料編

1 統計データ詳細

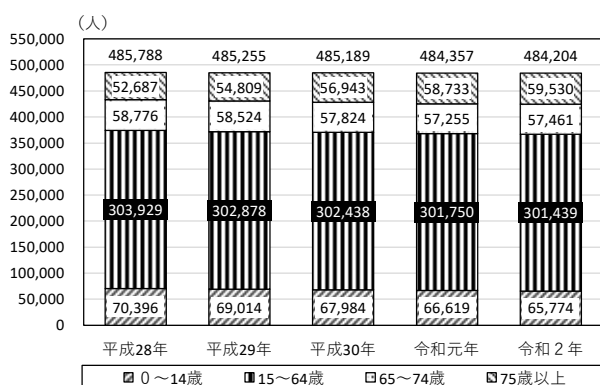
(1) 人口の状況

① 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は緩やかに減少しており、令和2年時点で484,204人となっています。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。今後は人口が緩やかに減少し、次第に減少幅が大きくなると見込んでいます。

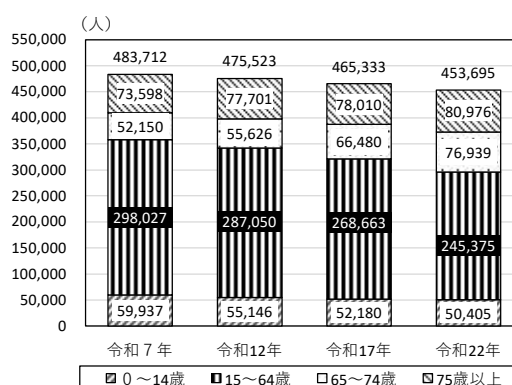
年齢三区分別人口については、本市の老年人口比率は、令和7年時点では全国や兵庫県よりも数値が低くなっているものの、令和22年には全国とほぼ同じ数値で推移する見込みとなっています。

【総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

【総人口の将来推計】



資料：第5次西宮市総合計画

【年齢三区分別人口の総人口に占める割合の推移と比較】

| | | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|--------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口 比率 (0～14歳) | 西宮市 | 12.4% | 11.6% | 11.2% | 11.1% |
| | 兵庫県 | 11.5% | 11.0% | 10.6% | 10.5% |
| | 全国 | 11.5% | 11.1% | 10.8% | 10.8% |
| 生産年齢 人口比率 (15～64歳) | 西宮市 | 61.6% | 60.4% | 57.7% | 54.1% |
| | 兵庫県 | 57.7% | 56.8% | 55.1% | 52.1% |
| | 全国 | 58.5% | 57.7% | 56.4% | 53.9% |
| 老年人口 比率 (65歳以上) | 西宮市 | 26.0% | 28.0% | 31.1% | 34.8% |
| | 兵庫県 | 30.8% | 32.3% | 34.3% | 37.3% |
| | 全国 | 30.0% | 31.2% | 32.8% | 35.3% |

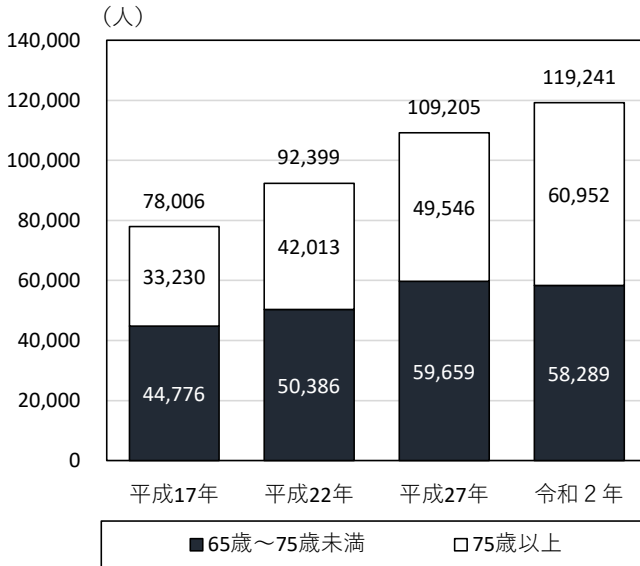
資料：第5次西宮市総合計画

国立社会保障・人口問題研究所（将来推計人口）

②高齢者人口と高齢化率の推移

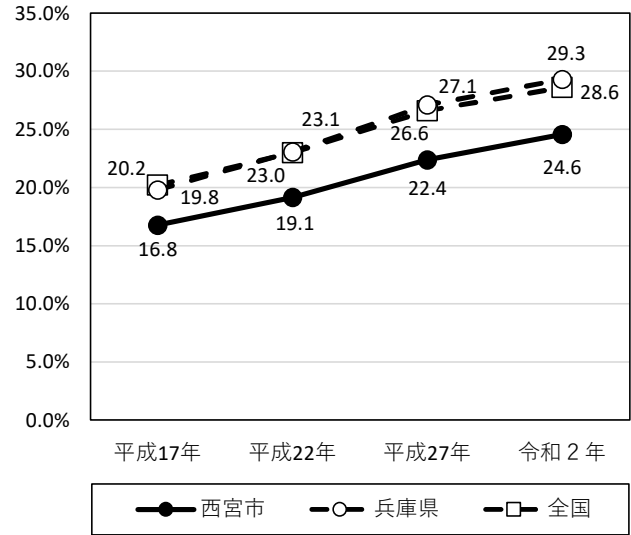
高齢者人口(65歳以上)は増加しており、令和2年時点で119,241人になっています。また、高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は、全国、兵庫県と比較して低く推移しているものの、一貫して上昇しています。

【高齢者人口の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

【高齢化率の推移と比較】



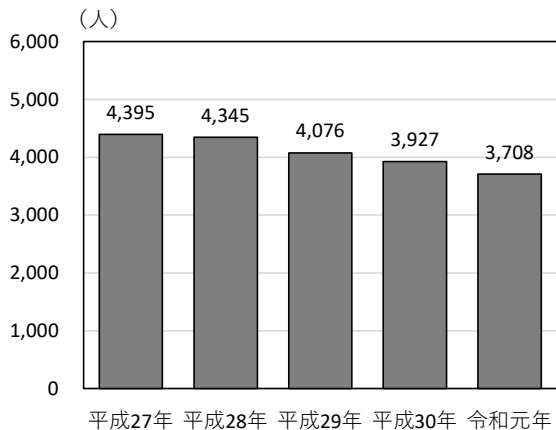
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

③出生数及び子供の人口の推移

出生数は減少傾向にあり、令和元年時点で3,708人となり、4,000人を下回っています。

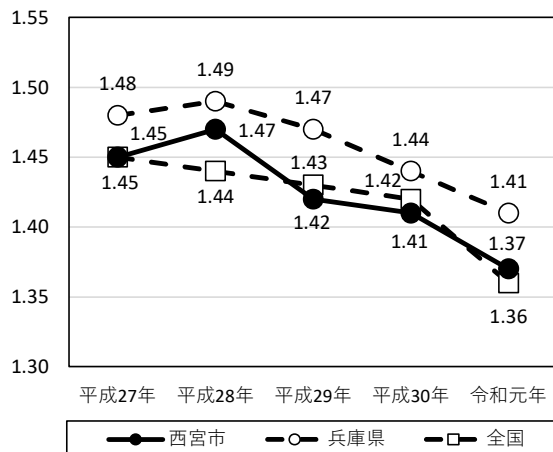
1人の女性が一生の間に生む子供の数を示す合計特殊出生率は、兵庫県を下回っています。また、平成29年から平成30年にかけて全国を下回って推移しているものの、令和元年時点では全国を上回り1.37となっています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

【合計特殊出生率の推移と比較】



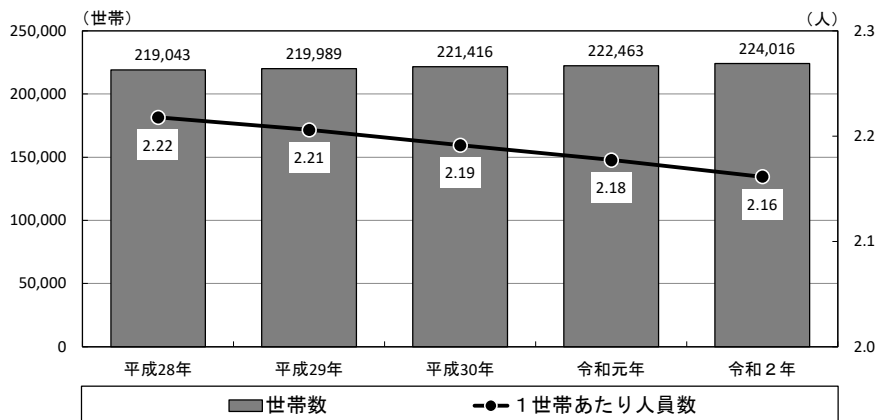
資料：人口動態統計

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本市の世帯数は増加しており、令和2年時点で224,016世帯となっていますが、1世帯あたり人員数は減少しており、令和2年時点で2.16人となっています。

【世帯数、1世帯あたりの人員数の推移】



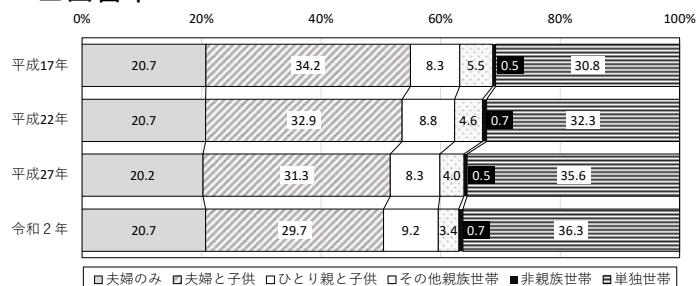
資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

② 家族類型の推移

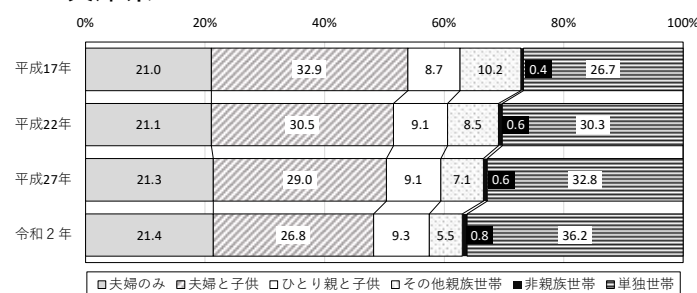
一般世帯の家族類型別構成比をみると、平成17年以降は、西宮市、兵庫県、全国で単独世帯が増加しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。令和2年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、夫婦と子供の割合が高くなっています。

【一般世帯の家族類型別構成比の推移と比較】

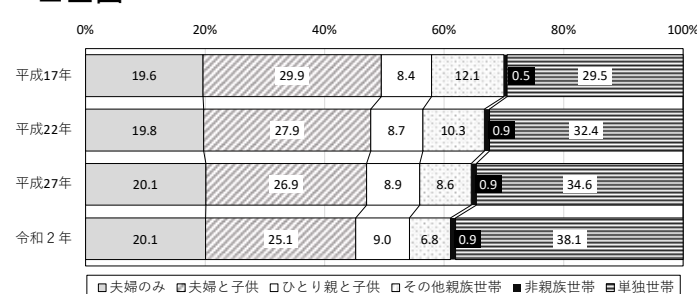
■ 西宮市



■ 兵庫県



■ 全国



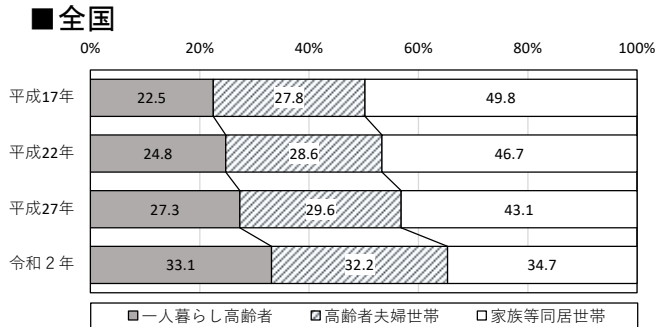
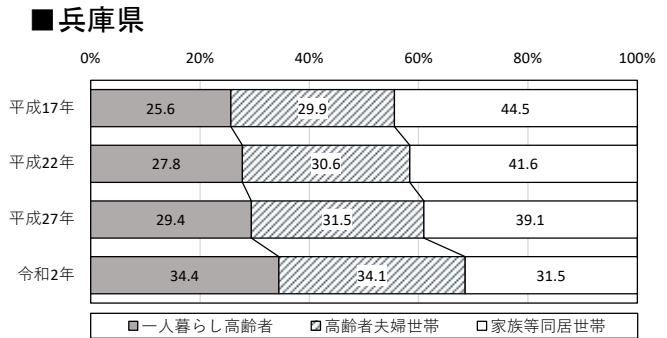
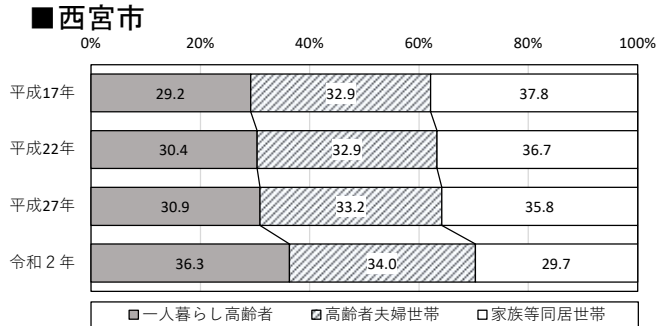
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③高齢者のいる世帯の状況

全国、兵庫県、西宮市共に、高齢者のいる世帯に占める一人暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。また、高齢者夫婦世帯の割合も緩やかに増加しています。

兵庫県、西宮市共に、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合は、令和2年時点で高齢者のいる世帯の約7割を占めています。また、令和2年時点では、全国、兵庫県より、西宮市の方が、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯の割合が高くなっています。

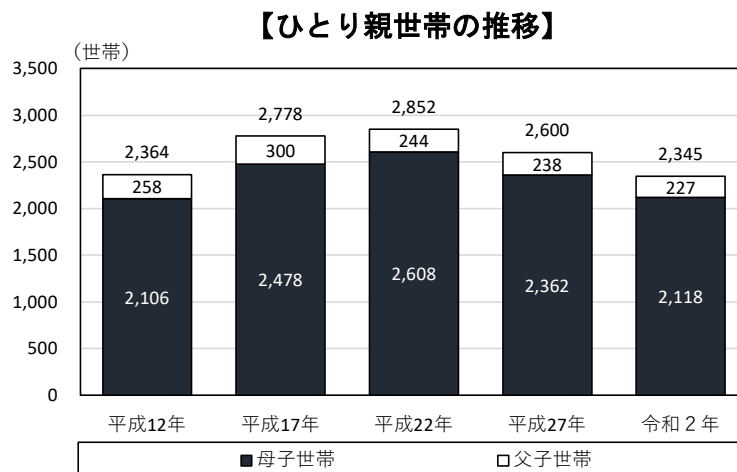
【高齢者のいる世帯の類型別構成比の推移と比較】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親世帯の状況

父子世帯は平成17年まで、母子世帯は平成22年まで増加した後、減少しています。また、総世帯におけるひとり親世帯の割合は1.5%前後で推移しています。



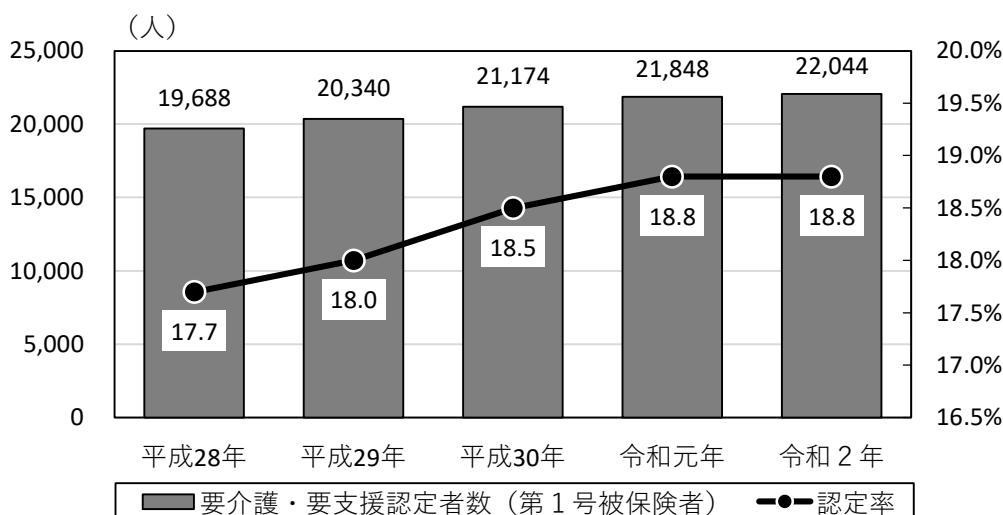
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 介護保険・障害者手帳等に関する状況

①介護保険の要介護・要支援認定に関わる動向

介護保険の要介護・要支援認定者数は増加しており、令和2年時点で22,044人となっています。また、認定率（第1号被保険者における要介護・要支援認定者の割合）も概ね増加傾向にあり、令和2年時点で18.8%となっています。

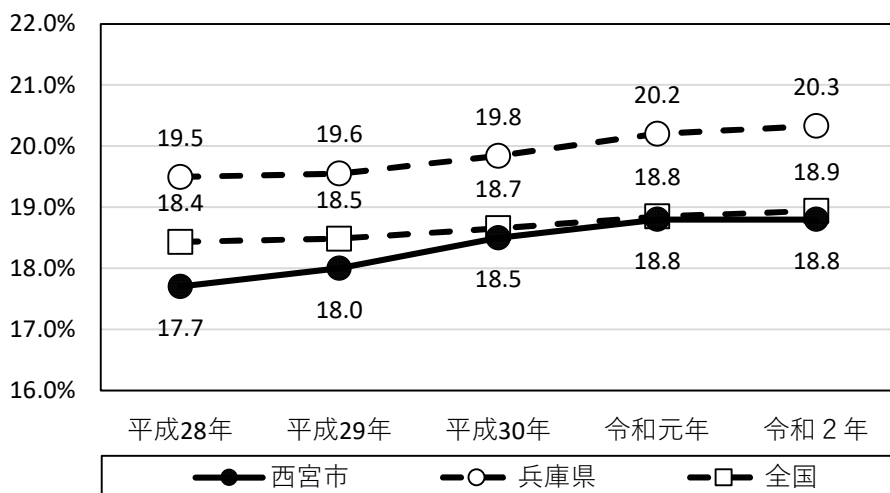
【要介護・要支援認定者数と認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

全国、兵庫県、西宮市の経年比較について、平成28年から平成29年にかけて、全国、兵庫県よりも西宮市の方が低く推移していたものの、平成30年では全国との差が縮まり、それ以降は、全国とほぼ同じ数値で推移しています。

【要介護・要支援認定率の推移と比較】

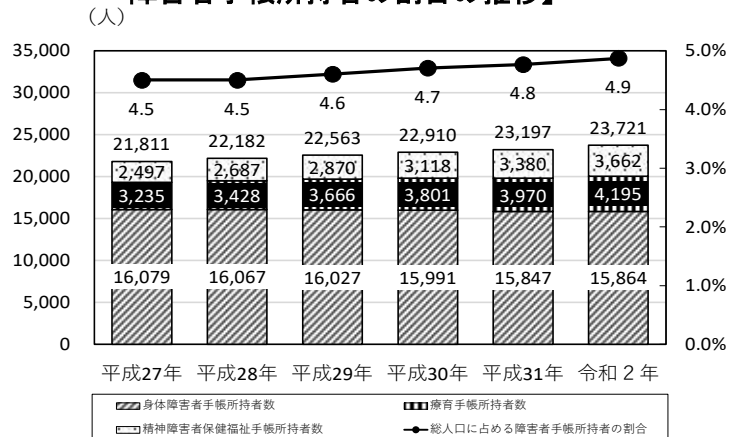


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

②障害に関わる動向

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数は増加しており、総数は令和2年で23,721人となっています。また、平成27年から令和2年までの総人口に占める障害者手帳所持者の割合は0.4ポイント増加しています。

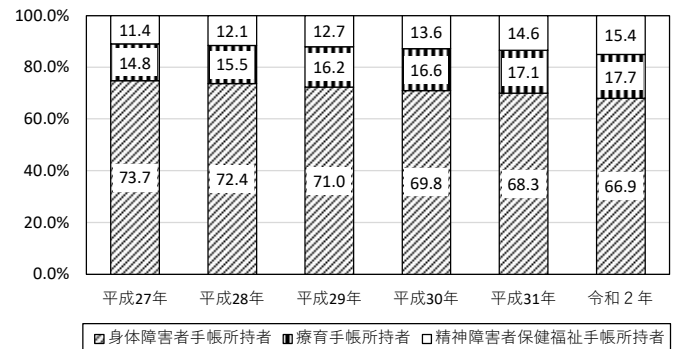
【障害者手帳所持者数と総人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移】



資料：手帳所持者数は障害福祉課（各年4月1日現在）
総人口は西宮市推計人口（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者の構成比をみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加し続けています。

【障害者手帳所持者の構成比の推移】

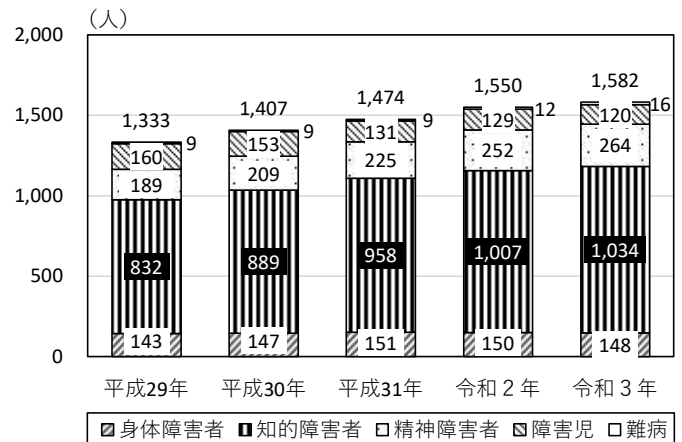


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

移動支援支給決定人数は増加傾向で推移しており、令和3年時点で1,582人となっています。

ほとんどの項目が概ね増加傾向で推移していますが、障害児のみ減少傾向で推移しています。

【移動支援事業の利用者数の推移】



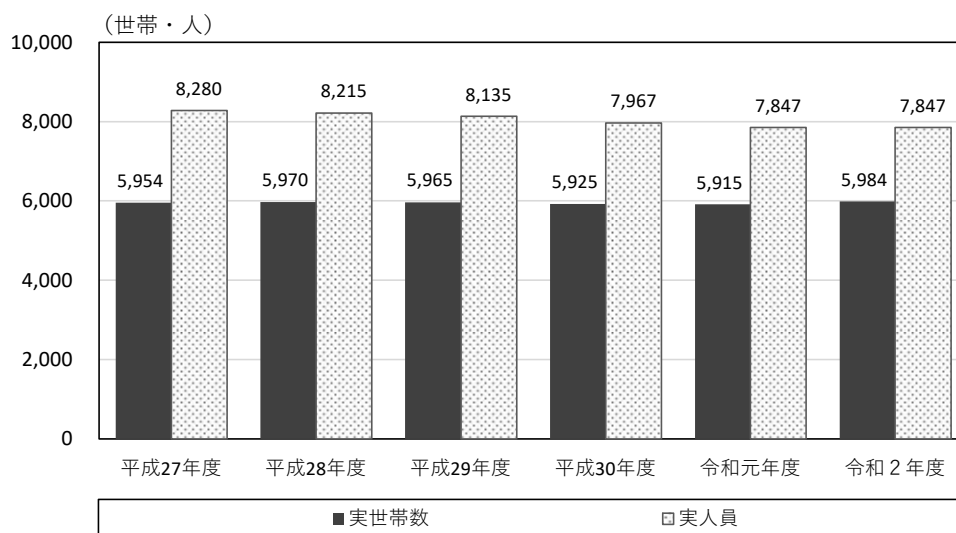
資料：「西宮の福祉」（各年2月末時点）

(4) 生活保護・生活困窮者等の状況

①生活保護の状況

生活保護の実世帯数は平成28年度から令和元年度まで、実人員は平成27年度から令和元年度まで減少傾向となっています。令和2年度末時点では実世帯数が5,984世帯、実人員が7,847人となっています。

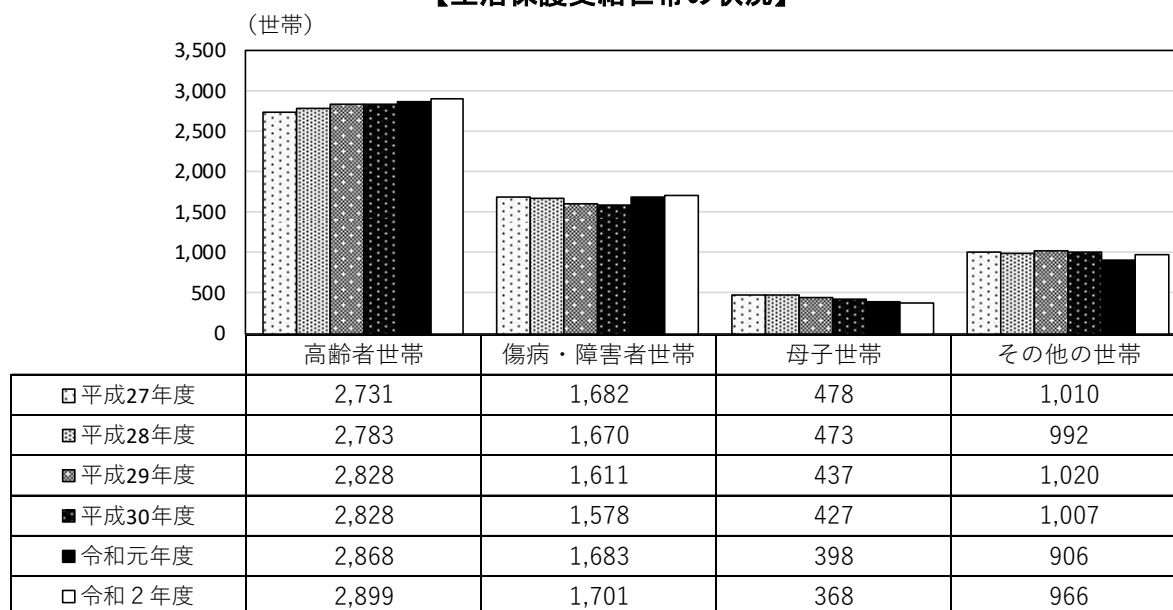
【生活保護受給世帯数と実人員の推移】



資料：「西宮の福祉」（各年度末現在）

生活保護の受給世帯の状況を見ると、高齢者世帯が増加し、母子世帯が減少しています。全世帯に占める割合としては、平成27年度以降は高齢者世帯が最も高くなっており、令和2年度末時点では2,899世帯で48.9%となっています。

【生活保護受給世帯の状況】



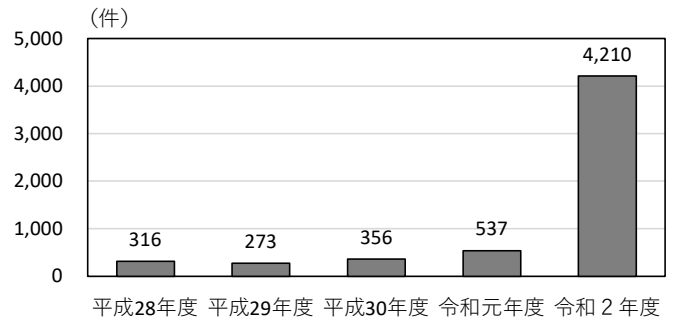
※保護停止中の世帯を除く。

資料：「西宮の福祉」（各年度末現在）

②生活困窮者に関する状況

生活困窮に関する相談件数の推移をみると、令和2年度で4,210件となっており、令和元年度から大きく増加しています。

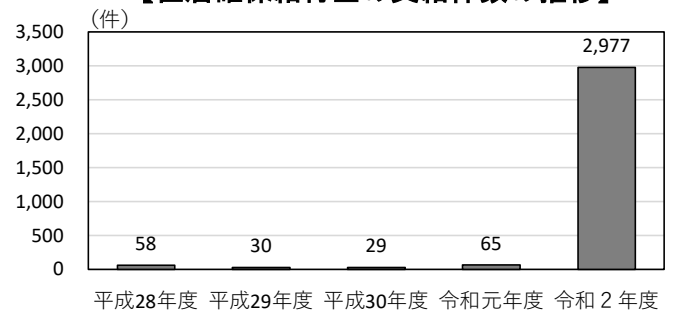
【生活困窮に関する相談件数の推移】



資料：厚生課（各年度末現在）

住居確保給付金の支給件数の推移をみると、令和元年度から令和2年度にかけて著しく増加しています。

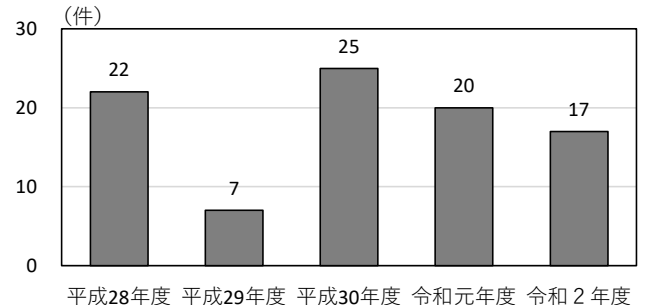
【住居確保給付金の支給件数の推移】



資料：厚生課（各年度末現在）

就労準備支援事業のプラン作成件数の推移をみると、平成30年度以降、減少傾向で推移しています。

【就労準備支援事業のプラン作成件数の推移】



資料：厚生課（各年度末現在）

令和2年より流行している新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への特例の貸付については、令和2年度末時点で、緊急小口資金が3,803人、総合支援基金が3,296人となっています。

【新型コロナウイルス特例貸付の利用状況】

| | |
|--------|--------|
| 緊急小口資金 | 3,803人 |
| 総合支援基金 | 3,296人 |

資料：西宮市社会福祉協議会（令和2年度末現在）

③子供の貧困に関する状況

子育て世帯の経済状況と生活の実態を把握し、経済的貧困や生活困難の状況が子供の生活にどのように影響しているのかを分析することで、支援のあり方の検討や効果的な施策につなげることを目的に、平成28年度に子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査を実施しました。

調査結果では、相対的貧困世帯は全国平均（16.3%：国民生活基礎調査）より少ないですが、本市においても子供の貧困に関する課題が存在していることが推測されます。

■西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学5年生2,500人とその保護者及び中学2年生2,500人とその保護者の計10,000人 |
| 調査方法 | 無作為抽出、調査票による本人記入方式、郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 平成28（2016）年9月12日～10月26日 |

■調査結果

| 調査対象 | 調査対象者数 (配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------|-----------------------|------------|-------|
| 小学生 | 子供：2,500 保護者：2,500 | 子供：1,463 | 58.5% |
| | | 保護者：1,465 | 58.6% |
| | | 親子ペア：1,463 | 58.5% |
| 中学生 | 子供：2,500 保護者：2,500 | 子供：1,334 | 53.4% |
| | | 保護者：1,340 | 53.6% |
| | | 親子ペア：1,334 | 53.4% |
| 合計 | 子供：5,000 保護者：5,000 | 子供：2,797 | 55.9% |
| | | 保護者：2,805 | 56.1% |
| | | 親子ペア：2,797 | 55.9% |

※親子ペアで回収されたもののみを有効回答として分析対象としています。

■分析の視点

●相対的貧困世帯

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が相対的貧困水準以下の世帯。

●生活困難世帯

①生活必需品の非所有、②ライフライン関連費用の支払困難経験、③生活必需品の購入困難経験のいずれかに該当する相対的貧困世帯以外の世帯。

●生活困難ではない世帯

相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関わる質問の全てに回答し、かついずれの定義にも当てはまらない世帯。

| 世帯類型 | 小学生世帯 | 中学生世帯 |
|------------|----------------|--------------|
| 相対的貧困世帯 | 101世帯（6.9%） | 89世帯（6.7%） |
| 生活困難世帯 | 181世帯（12.4%） | 159世帯（11.9%） |
| 生活困難ではない世帯 | 1,046世帯（71.5%） | 921世帯（69.0%） |
| その他世帯* | 135世帯（9.2%） | 165世帯（12.4%） |

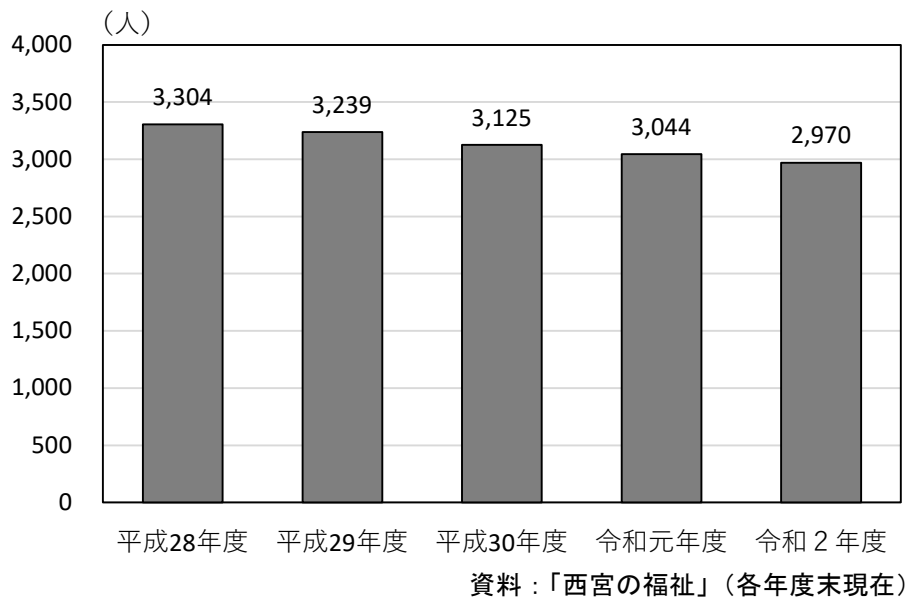
※相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関する質問のいずれかに無回答があった世帯を指します。

(5) 各種手当・貸付制度等の利用状況

①児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向で推移しており、令和2年度末時点で2,970人となっています。

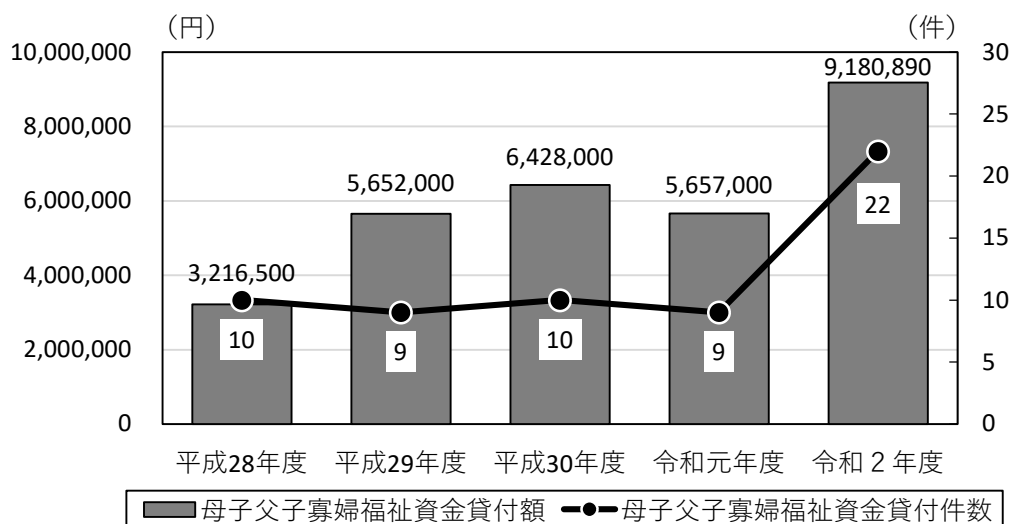
【児童扶養手当の受給資格者数の推移】



②母子父子寡婦福祉資金の状況

令和元年度から令和2年度にかけて、母子父子寡婦福祉資金の貸付件数と貸付額が大きく増加しています。

【母子父子寡婦福祉資金の貸付件数と貸付額の推移】



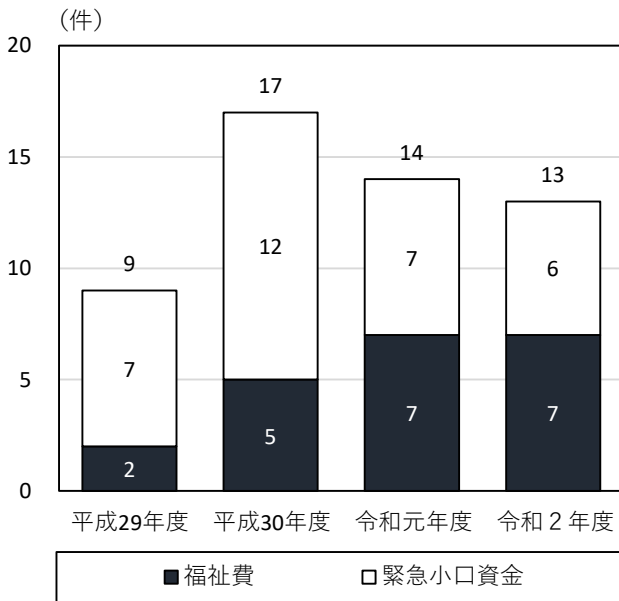
③福祉資金等の利用状況

福祉資金等の利用状況について、福祉資金の推移をみると、福祉費の利用は増加しており、緊急小口資金は平成30年度まで増加した後、減少しています。

教育支援資金の推移は、就学支度費と教育支援費の借受人の人数を示しており、平成30年度以降は55件前後で推移しています。

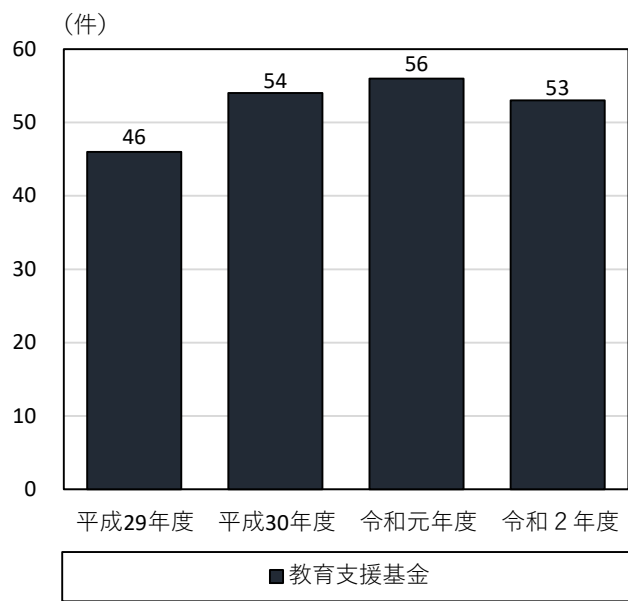
なお、総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活支援費）については、平成29年度以降、利用者がいません。

【福祉資金の推移】



資料：西宮市社会福祉協議会（各年度末現在）

【教育支援資金の推移】

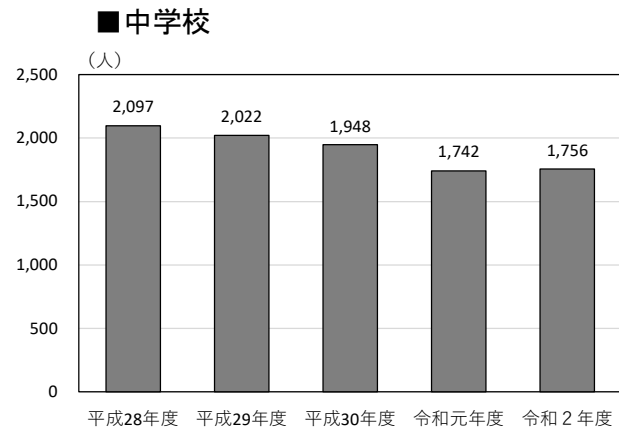
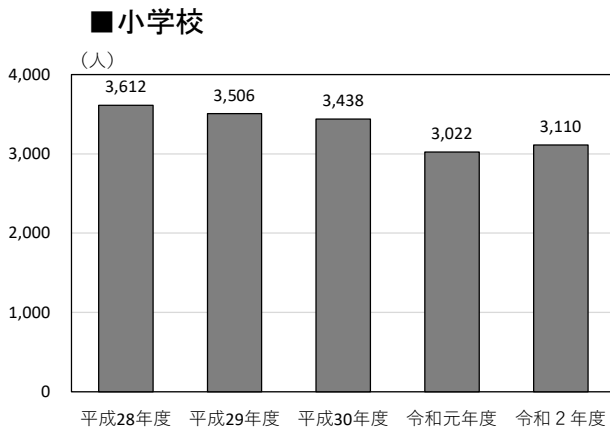


資料：西宮市社会福祉協議会（各年度末現在）

④就学奨励金に関する状況

就学奨励金支給者数の推移をみると、小学校、中学校共に概ね減少傾向で推移しています。令和2年度末時点では、小学校で3,110人、中学校で1,756人となっています。

【就学奨励金支給者数の推移】

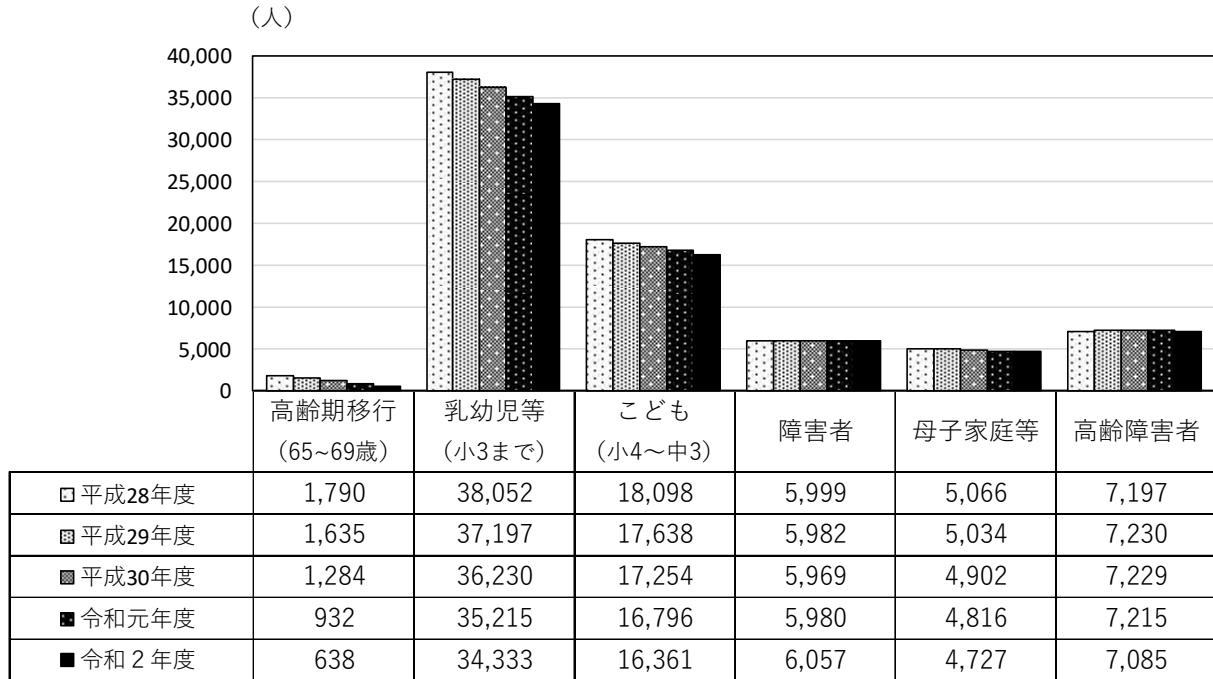


資料：教育委員会 学事課（各年度末現在）

⑤福祉医療費助成制度の受給者数

福祉医療費助成制度の受給者数の推移をみると、ほとんどの項目が減少もしくは横ばいで推移しています。

【福祉医療費助成制度の受給者数の推移】

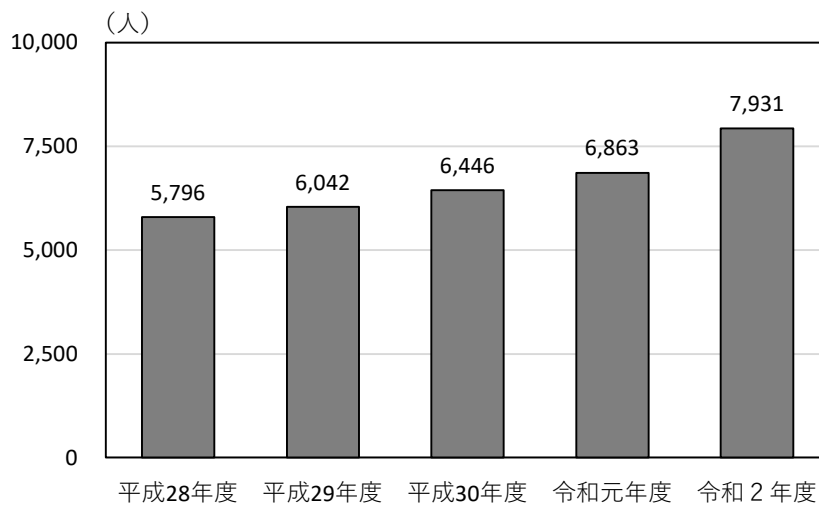


資料：「西宮の福祉」

⑥自立支援医療制度（精神通院）の利用状況

自立支援医療制度（精神通院）の利用者数は増加傾向で推移しています。

【自立支援医療制度（精神通院）の利用者数の推移】

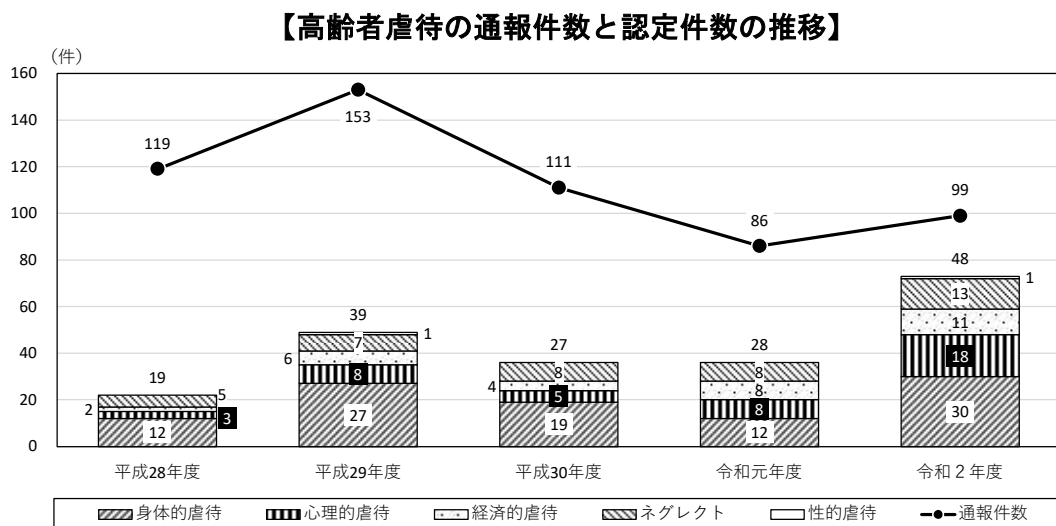


資料：「西宮の福祉」

(6) 権利擁護等に関する状況

① 高齢者虐待の状況

高齢者虐待の通報件数と認定件数の推移をみると、通報件数は平成29年度から令和元年度にかけて減少した後、増加に転じ、令和2年度末時点で99件となっています。認定件数は令和元年度から令和2年度にかけて大きく増加し、令和2年度末時点で48件となっています。内訳をみると、身体的虐待が最も高くなっています。

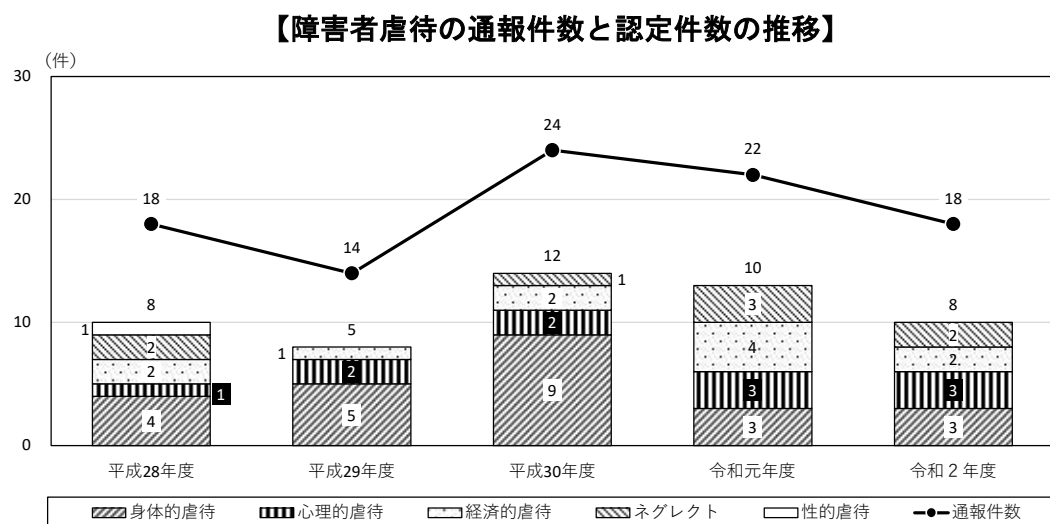


資料：生活支援課（各年度末現在）

※棒グラフの上部の数値は虐待の認定件数です。1つの事案で複数の種類の虐待が認定される場合があるため、各種虐待件数の合計と一致しません。

② 障害者虐待の状況

障害者虐待の通報件数と認定件数の推移をみると、通報件数、認定件数共に平成30年度にピークを迎えた後、減少傾向で推移しています。



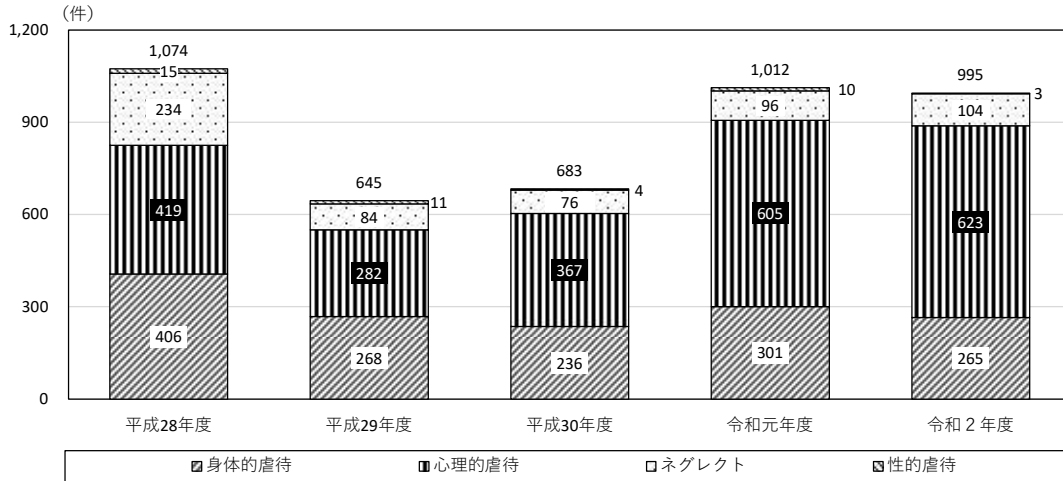
資料：生活支援課（各年度末現在）

※棒グラフの上部の数値は虐待の認定件数です。1つの事案で複数の種類の虐待が認定される場合があるため、各種虐待件数の合計と一致しません。

③児童虐待の状況

児童虐待の相談件数の推移をみると、平成29年度以降、概ね増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で995件となっています。相談の内容をみると、心理的虐待が最も多くなっています。

【児童虐待の相談件数の推移】

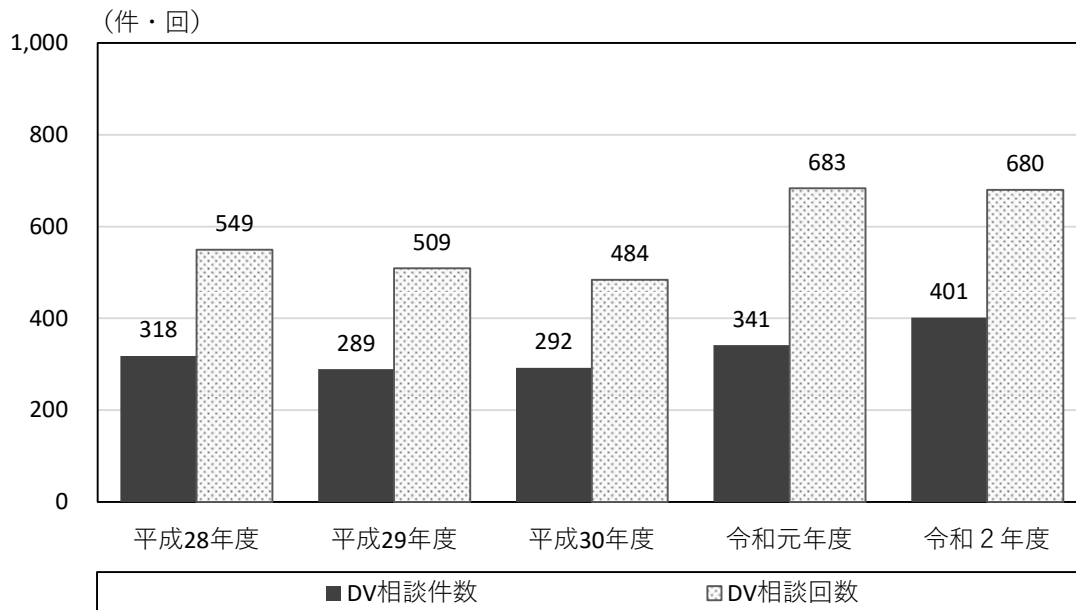


資料：子供家庭支援課（各年度末現在）

④DVの相談状況

DVの相談件数、相談回数共に、平成30年度から令和元年度にかけて大きく増加し、令和2年度末時点では、相談件数が401件、相談回数が680回となっています。

【DV相談件数等の推移】



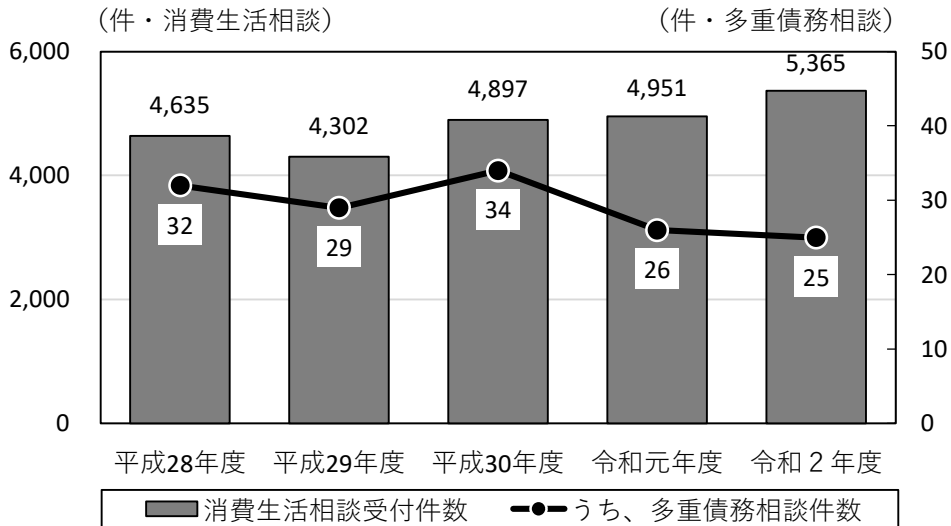
資料：子供家庭支援課（各年度末現在）

⑤消費者被害の状況

消費生活相談受付件数は、平成28年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で5,365件となっています。

そのうち、多重債務相談件数は、平成30年度以降減少傾向で推移しており、令和2年度末時点で25件となっています。

【消費生活相談・多重債務相談件数の推移】

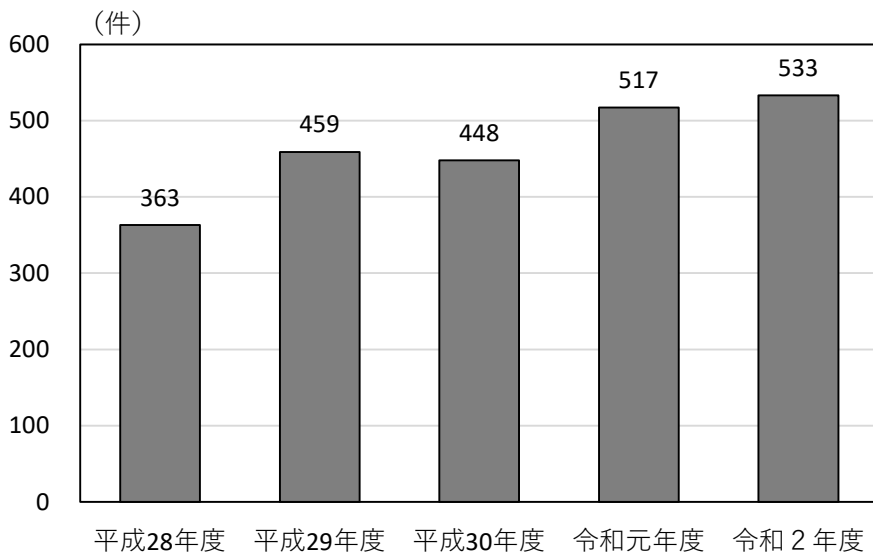


資料：西宮市消費生活センター（各年度末現在）

⑥権利擁護支援センターの状況

権利擁護支援センターの新規相談件数は、概ね増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で533件となっています。

【権利擁護支援センターの新規相談件数の推移】

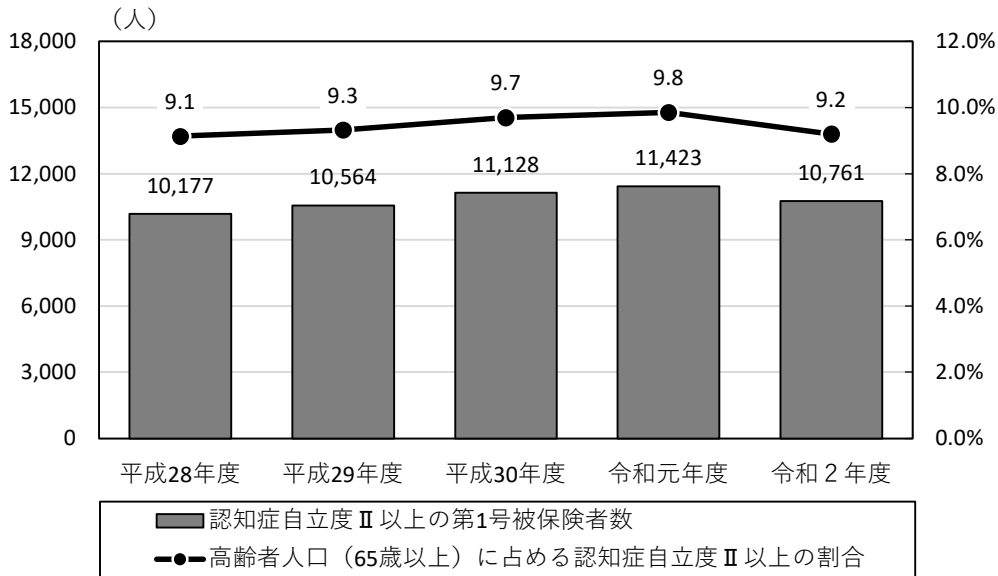


資料：地域共生推進課（各年度末現在）

⑦認知症高齢者の状況

平成28年度以降、本市の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数と高齢者人口に占める割合はおよそ10人に1人の割合で推移しています。

【「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移】



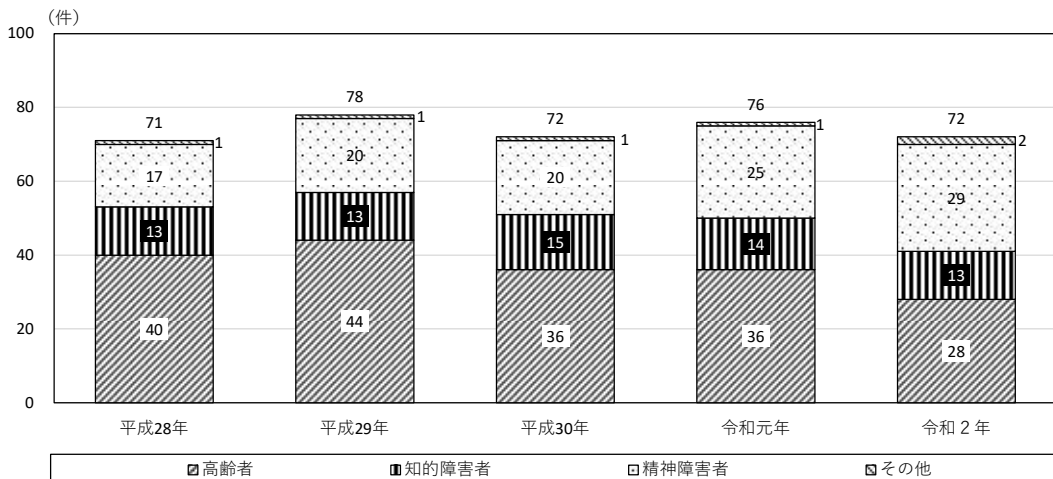
資料：認知症自立度Ⅱ以上の第1号被保険者数は高齢福祉課（各年度末現在）
 高齢者人口は住民基本台帳（各年12月31日現在）

※認知症自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態を指します。

⑧日常生活自立支援事業の状況

日常生活自立支援事業の利用者数は、増減を繰り返しながら75人前後で推移しています。利用者の内訳をみると、令和元年度までは高齢者の利用が最も多く推移していましたが、令和2年時点では精神障害者の利用が29人と最も多くなっています。

【日常生活自立支援事業の利用者数の推移】



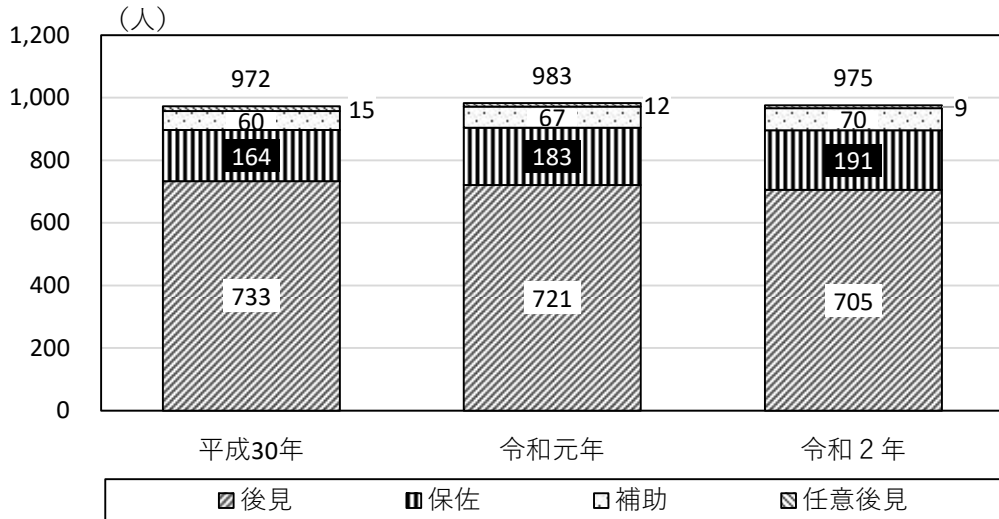
資料：西宮市社会福祉協議会

⑨成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者の推移をみると、後見と任意後見は減少傾向、保佐と補助は増加傾向で推移しており、利用者の総数は概ね横ばいで推移しています。

また、成年後見制度の利用率と類型割合の推移と比較をみると、西宮市の利用率は国や県よりも利用率がやや高く推移しています。類型別では、各年とも70%以上で後見類型での利用となっています。

【成年後見制度の利用者の推移】



資料：神戸家庭裁判所（各年7月末現在）

【成年後見制度の利用率と類型割合の推移と比較】

| 年 | 項目 | 西宮市 | 兵庫県 | 全国 | |
|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 平成30年 | 利用率（利用者/人口） | 0.20% | 0.17% | 0.17% | |
| | 類型割合 （類型別利用者/全利用者） | 後見 | 75.4% | 72.6% | 77.7% |
| | | 保佐 | 16.9% | 19.3% | 16.4% |
| | | 補助 | 6.2% | 6.6% | 4.6% |
| | | 任意後見 | 1.5% | 1.5% | 1.2% |
| 令和元年 | 利用率（利用者/人口） | 0.20% | 0.18% | 0.18% | |
| | 類型割合 （類型別利用者/全利用者） | 後見 | 73.3% | 71.3% | 76.6% |
| | | 保佐 | 18.6% | 20.8% | 17.4% |
| | | 補助 | 6.8% | 6.5% | 4.9% |
| | | 任意後見 | 1.2% | 1.4% | 1.2% |
| 令和2年 | 利用率（利用者/人口） | 0.20% | 0.18% | 0.18% | |
| | 類型割合 （類型別利用者/全利用者） | 後見 | 72.3% | 68.9% | 75.2% |
| | | 保佐 | 19.6% | 22.5% | 18.3% |
| | | 補助 | 7.2% | 7.3% | 5.3% |
| | | 任意後見 | 0.9% | 1.3% | 1.1% |

資料：【利用者数】全国…「成年後見関係事件の概況」（各年12月末現在）

兵庫県・西宮市…神戸家庭裁判所（各年7月末現在）

【人口】 全国…総務省統計局（各年1月1日現在）

兵庫県・西宮市…神戸家庭裁判所（各年1月1日現在）

⑩社会的孤立等の地域生活課題を抱えている可能性のある人たちの状況

社会的孤立（家族や社会との関係が希薄で、他者との交流や接触がほとんどない状態）等、日々の暮らしの中で生きづらさや悩みを抱えている人たちについて、本市の現状を推測するための参考となるデータを整理しました。

これらの項目に該当する人・世帯が全て地域生活課題を抱えている人・世帯ではありませんが、行政、関係機関、地域が連携し、様々な事情により地域生活課題を抱えている人々の実態の把握に努め、包括的な支援を実施していく必要があります。

【地域生活課題を抱えている可能性のある人たちを推測するための参考データ】

| No. | 項目 | 過去の 数値 | 直近の 数値 | 資料 |
|-----|--|------------------------|---|---------------------------------------|
| 1 | 市税の滞納者 | (平成 28 年度) 12,305 人 | (令和 2 年度) 8,765 人 | 納税課 |
| 2 | 国民健康保険料滞納世帯 | (平成 28 年度) 7,330 世帯 | (令和 2 年度) 5,044 世帯 | 国保収納課 |
| 3 | 後期高齢者医療保険料滞納者 | (平成 28 年度) 520 人 | (令和 2 年度) 381 人 | 高齢者医療保険課 |
| 4 | 介護保険料滞納者 | (平成 28 年度) 2,386 人 | (令和 2 年度) 1,375 人 | 介護保険課 |
| 5 | 上下水道の使用料滞納者 | (平成 28 年度) 2,115 人 | (令和 2 年度) 1,294 人 | 上下水道局業務課 |
| 6 | 市営住宅家賃滞納者 | (平成 28 年度) 119 人 | (令和 2 年度) 79 人 | 住宅入居・家賃課 |
| 7 | 刑法犯罪検挙・送致人員数 | (平成 28 年度) 922 人 | (令和元年度) 849 人 | 兵庫県警察本部 |
| 8 | 犯罪少年検挙人員数 | (平成 28 年度) 137 人 | (令和元年度) 127 人 | 兵庫県警察本部 |
| 9 | 触法少年補導人員数 | (平成 28 年度) 32 人 | (令和元年度) 21 人 | 兵庫県警察本部 |
| 10 | 自殺者数 | (平成 28 年度) 65 人 | (令和元年度) 62 人 | 人口動態調査 |
| 11 | ヤングケアラー（推計）※ | | (令和 2 年度) 中学 2 年生：264 人 高校 2 年生：166 人 | 厚生労働省、文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を参考に推計 |
| 12 | 40～64 歳のひきこもりの人数 (8050 問題に関する推計) ※※ | | (平成 30 年度) 約 2,500 人 | 内閣府「生活状況に関する調査（平成 30 年度）」を参考に推計 |

※厚生労働省、文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」をもとに、世話をしている家族がいる中学 2 年生 5.7%、全日制高校 2 年生 4.1%を、令和 2 年時点の本市の中学 2 年生と高校 2 年生の人数に乗じて算出しています。

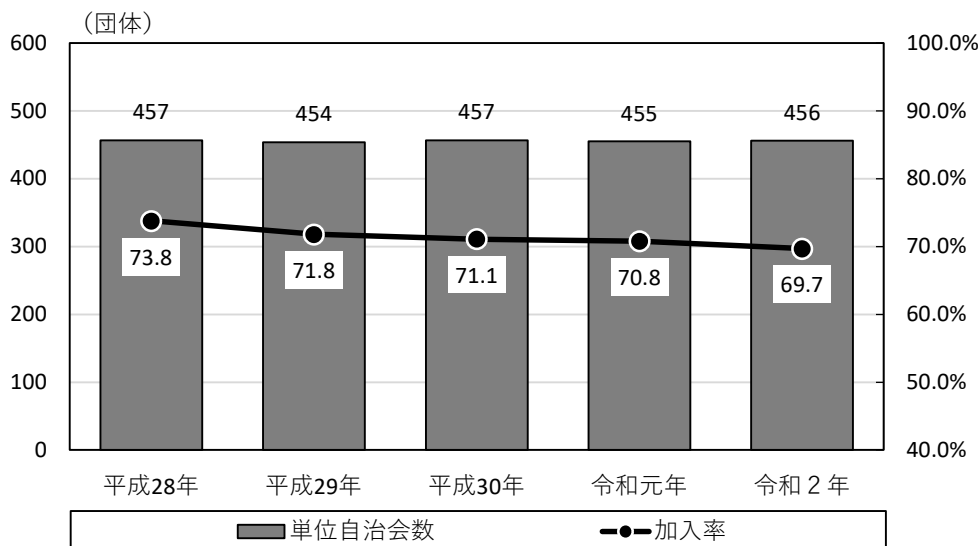
※※内閣府「生活状況に関する調査（平成 30 年度）」をもとに、40～64 歳のひきこもりの割合 1.45%を、平成 30 年時点の本市の 40～64 歳人口に乗じて算出しています。

(7) 地域の団体・活動等に関する状況

①自治会等の状況

単位自治会数は、平成28年以降ほとんど横ばいで推移しており、令和2年時点で456団体となっています。また、自治会等の加入率は、減少傾向にあり、令和2年時点で69.7%となっています。

【単位自治会数と加入率の推移】

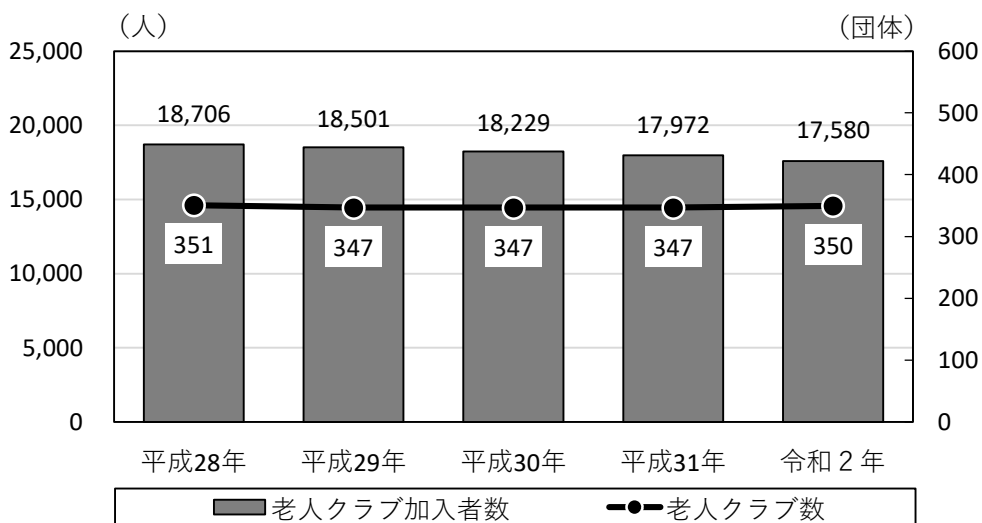


資料：地域コミュニティ推進課統計（各年7月1日現在）

②老人クラブの状況

老人クラブ数は、平成28年以降ほとんど横ばいで推移しており、令和2年時点で350団体となっています。また、老人クラブ加入者数は緩やかに減少しており、令和2年時点で17,580人となっています。

【老人クラブ加入者数と老人クラブ数の推移】

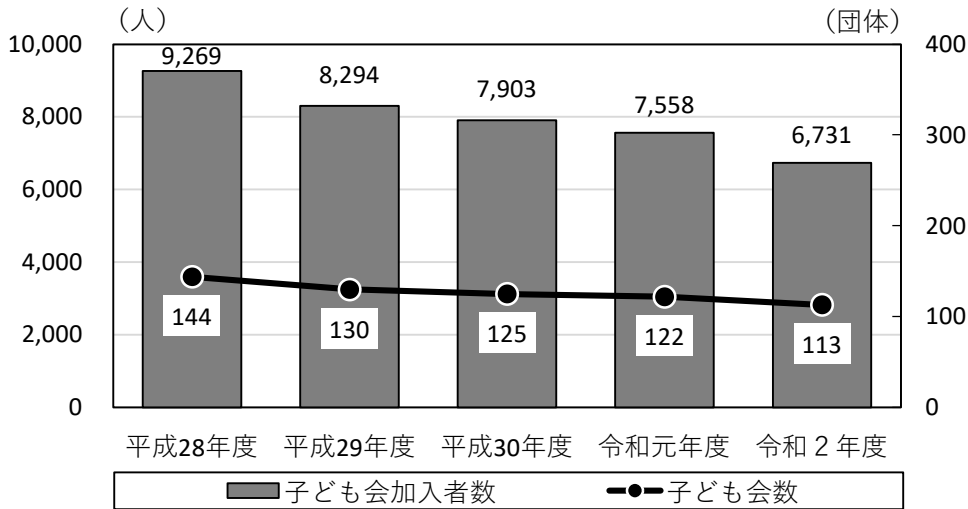


資料：「西宮の福祉」（各年4月1日現在）

③子ども会の状況

子ども会数及び加入者数は減少しており、令和2年度末時点で子ども会が113団体、加入者数は6,731人となっています。

【子ども会加入者数と子ども会数の推移】

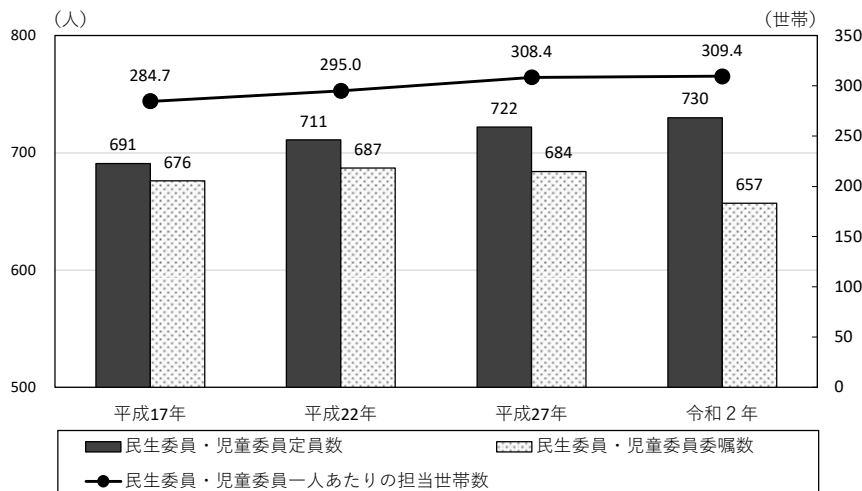


資料：西宮市子ども会協議会統計資料（各年度末現在）

④民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の定数は世帯数増加の影響で、令和2年時点で730人まで増加していますが、欠員数も増加しており、令和2年時点で73人となっています。

【民生委員・児童委員の人数と一人あたり担当世帯数の推移】

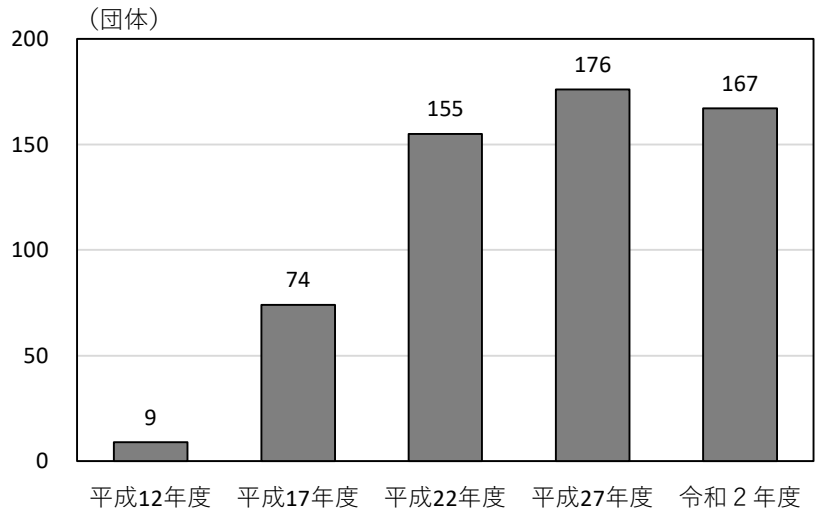


資料：民生委員・児童委員の定数と欠員数は西宮市地域共生推進課統計（各年4月1日現在）
世帯数は国勢調査（各年10月1日現在）

⑤ NPO 法人の状況

平成 12 年度から平成 27 年度にかけて NPO 法人数が大きく増加しています。しかし、近年では NPO 法人数が緩やかに減少しています。

【NPO 法人数の推移】



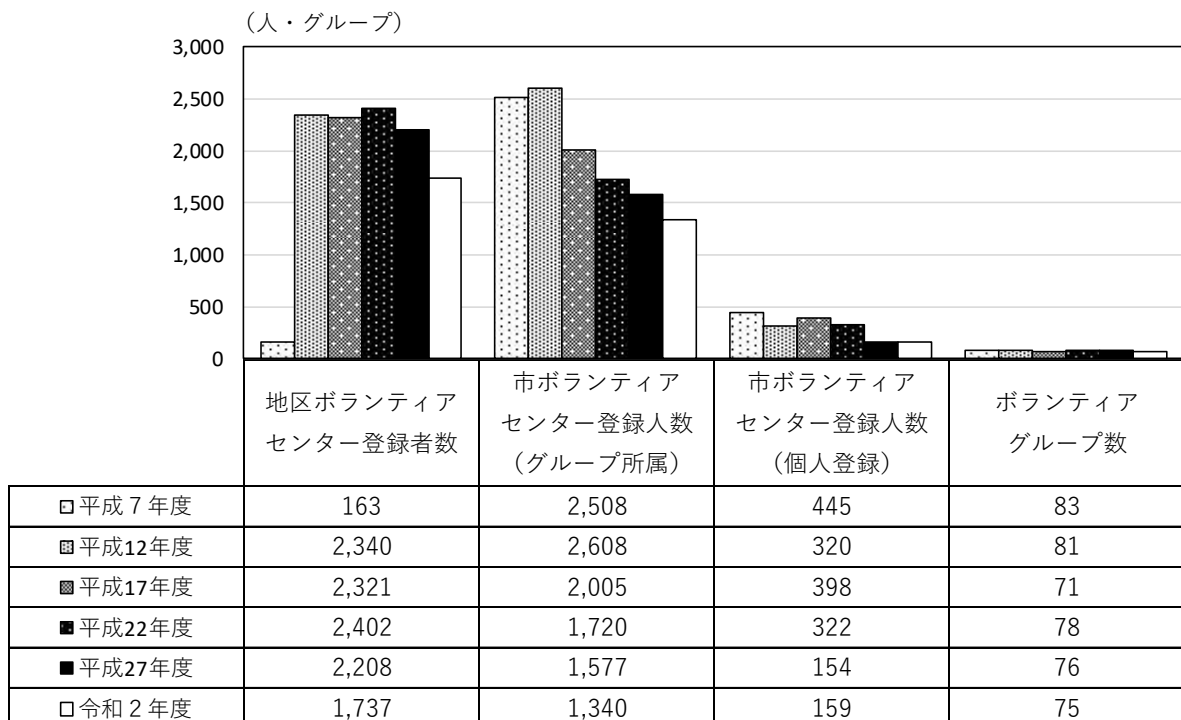
資料：市民協働推進課（各年度末現在）

⑥ ボランティア活動者の状況

平成 7 年度から平成 12 年度にかけて地区ボランティアセンターの登録者数が大きく増加しています。

しかし、近年では、地区ボランティアセンターや市ボランティアセンターに登録している人数、ボランティアグループ数が概ね減少しています。

【ボランティアの登録者数・グループ数の推移】

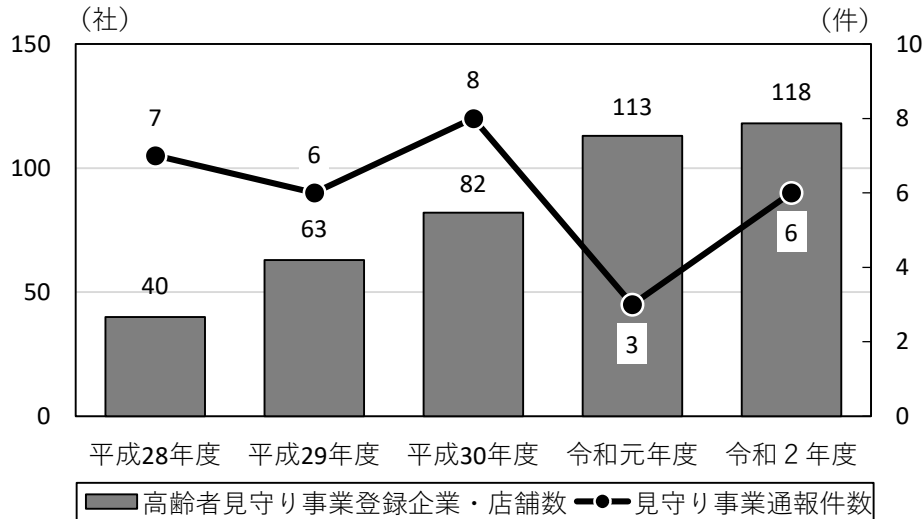


資料：西宮市社会福祉協議会統計（各年度末現在）

⑦高齢者の見守りに携わる企業の状況

高齢者の見守り事業に登録している企業・店舗数は増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で118社となっています。見守り事業の通報件数は増減を繰り返しながら、10件未満で推移しています。

【高齢者の見守り事業登録企業数・見守り事業通報件数の推移】

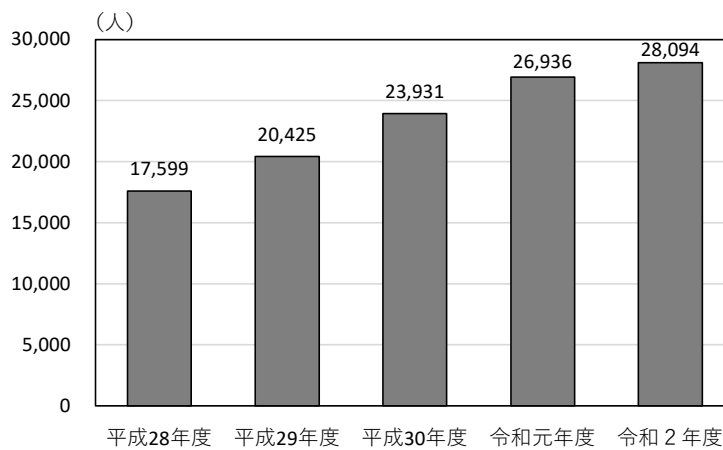


資料：地域共生推進課（各年度末現在）

⑧認知症サポーターの状況

認知症サポーター養成講座の延べ受講者数は、令和2年度末時点で28,094人となっています。

【認知症サポーター養成講座の延べ受講者数の推移】



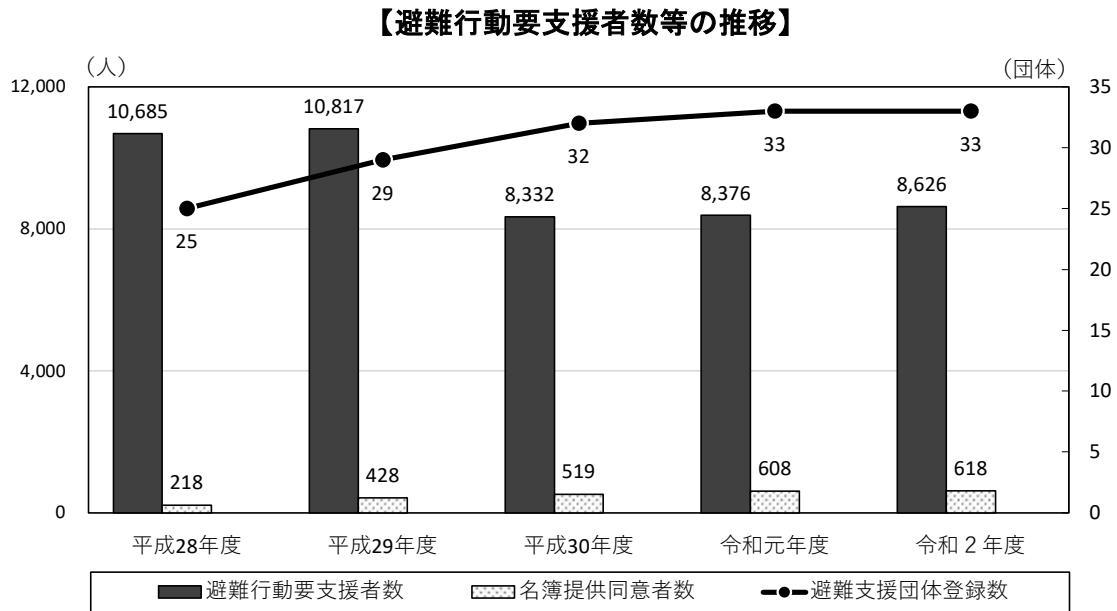
資料：地域共生推進課（各年度末現在）

⑨地域避難支援制度の状況

避難行動要支援者数は、平成30年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で8,626人となっています。

名簿提供同意者数は増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で618人となっています。

避難支援団体登録数は平成28年度から令和元年度まで増加傾向で推移した後、横ばいで推移しています。



資料：地域防災支援課（各年度末現在）

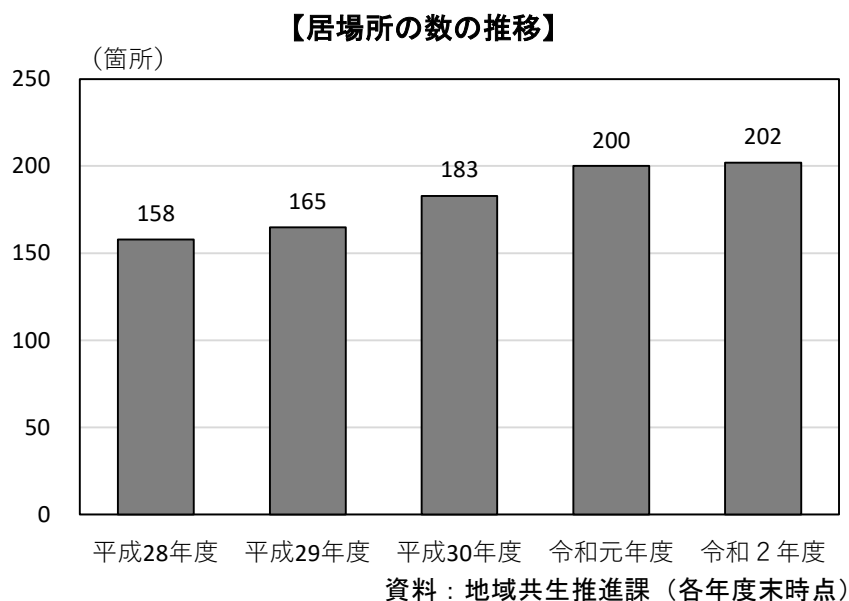
※避難行動要支援者数は、平成30年度より施設入所者を除いた数値となっています。

(8) 通いの場や社会参加等に関する状況

①居場所の状況

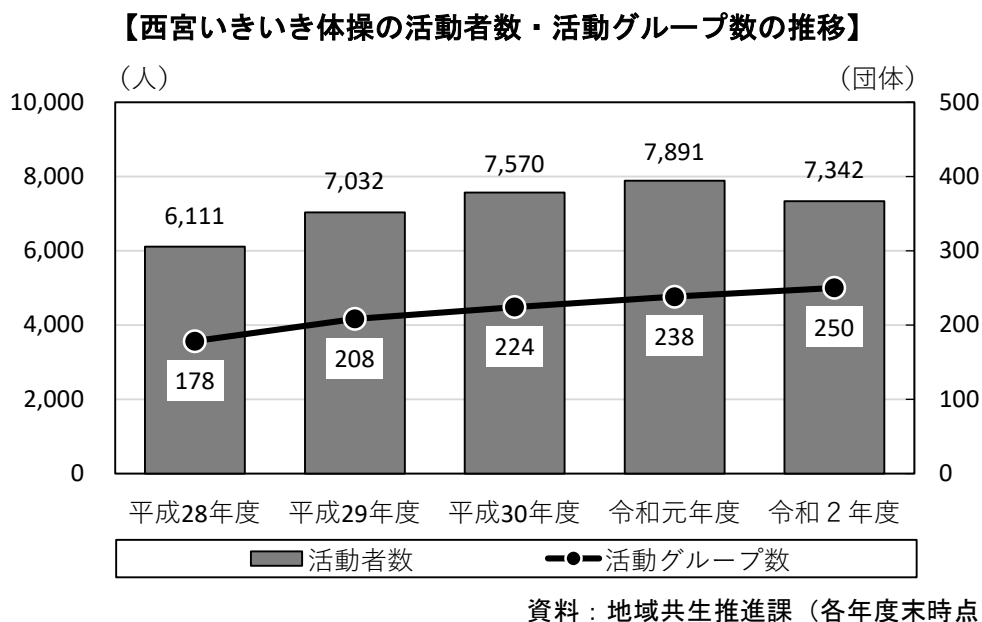
本市で推進している主な居場所の取り組みは、つどい場、ふれあい・いきいきサロン、認知症カフェ、共生型地域交流拠点、子育て地域サロン、子育てひろば等があります。

これらの居場所の数は、平成28年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で202箇所となっています。



②西宮いきいき体操の実施状況

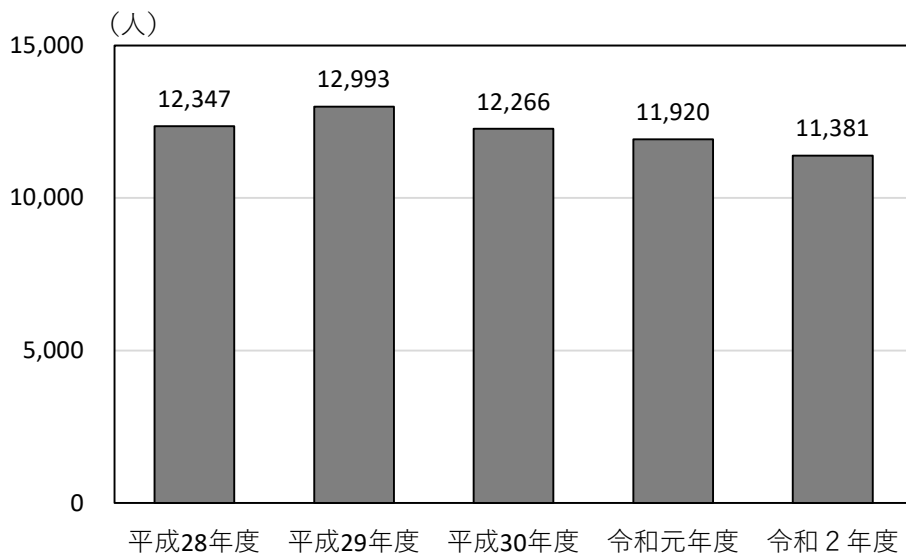
西宮いきいき体操の活動グループ数は増加傾向で推移しており、令和2年度末時点で250団体となっています。活動者数については、令和2年度末時点で7,342人となっています。



③スポーツクラブ 21 の実施状況

スポーツクラブ 21 の会員数は、平成 29 年度以降減少傾向で推移しており、令和 2 年度末時点で 11,381 人となっています。

【スポーツクラブ 21 の会員数の推移】

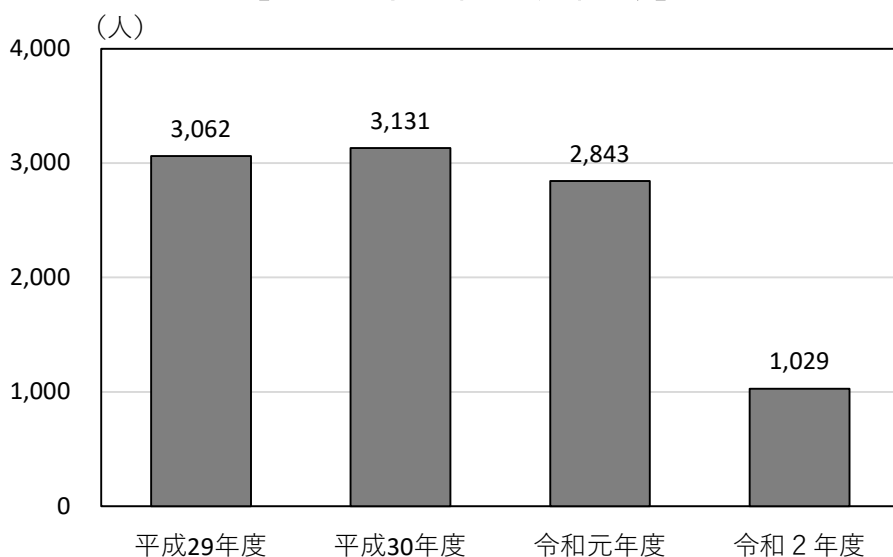


資料：スポーツ推進課（各年度末時点）

④宮水学園の受講状況

宮水学園関連講座の受講者数は、令和元年度まで 3,000 人程度で推移しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの講座が中止となったため、1,029 人となっています。

【宮水学園関連講座の受講者数】



資料：地域学習推進課（各年度末時点）

2 アンケート調査結果等の詳細

(1) アンケート調査の概要

地域福祉に対する住民の考え方、日常生活や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

■地域福祉計画改定のためのアンケート調査（市民）

| | |
|-------|----------------------|
| 調査対象 | 西宮市在住の18歳以上の住民 |
| 調査方法 | 無作為抽出、郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 令和3（2021）年1月8日～1月29日 |
| 標本数 | 4,000人 |
| 有効回収数 | 1,955人 |
| 有効回答率 | 48.9% |

■地域福祉推進に向けたアンケート調査（市窓口・相談機関）

| | |
|-------|--|
| 調査対象 | 福祉に関する相談支援業務を担当する各分野（高齢・障害・児童・生活困窮・その他）の市窓口・相談機関 |
| 調査方法 | 郵送・メールによる配布・回収 |
| 調査期間 | 令和3（2021）年1月26日～2月5日 |
| 標本数 | 市窓口：23件 相談支援機関：23件 |
| 有効回収数 | 市窓口：23件 相談支援機関：23件 |
| 有効回答率 | 100.0% |

■令和3年度第1回市政モニター調査『コロナ禍での日常生活の変化について』

| | |
|-------|--|
| 調査対象 | 西宮市に住民登録のある18歳以上の市民で（外国人住民を含む）、市政モニター登録を行っている者 |
| 調査方法 | インターネットでのアンケート回答 |
| 調査期間 | 令和3（2021）年7月21日～8月2日 |
| 標本数 | 399件 |
| 有効回収数 | 367件 |
| 有効回答率 | 92.0% |

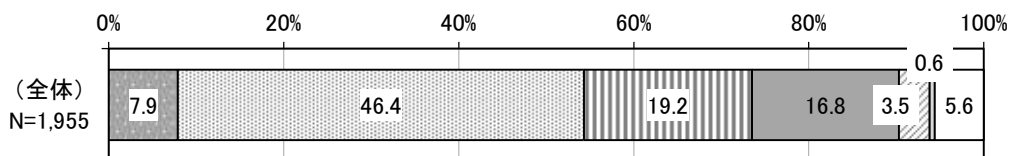
(2) - 1 アンケート調査の結果概要 (市民)

①理想とするつながりについて

「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる関係」は46.4%、「立ち入った助けあいや相談事はしないが、世間話をする関係」は19.2%、「世間話等はしないが、挨拶をする程度の関係」は16.8%となっています。

【隣近所との理想とするつながり】

- 何かで困った時には、何でも相談し助けあえる関係
- なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる関係
- 立ち入った助けあいや相談事はしないが、世間話をする関係
- 世間話等はしないが、挨拶をする程度の関係
- 交流は特に必要ない
- その他
- 無回答



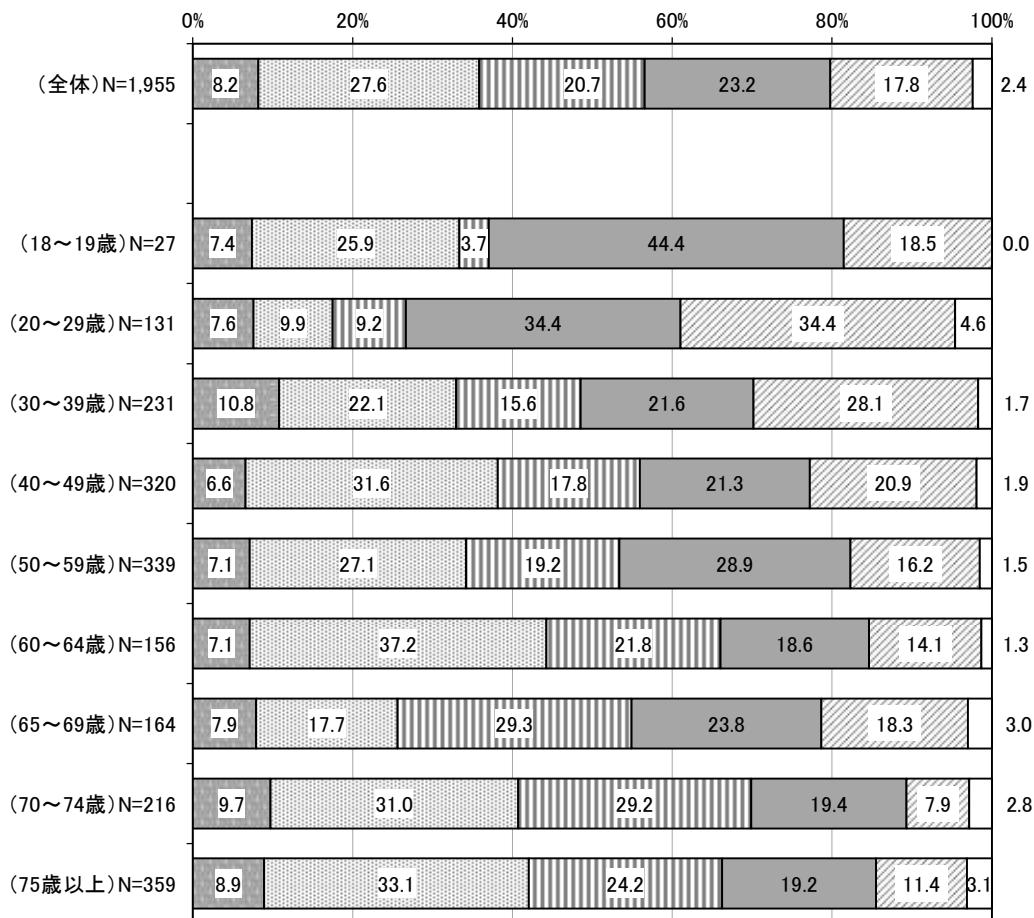
②近所づきあいについて

「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる人がいる」人は 27.6%、「世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいらる」人は 23.2%、「助けあいや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる」人は 20.7%となっています。

年齢別でみると、他に比べ、60～64 歳で「なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困った時に相談し、助けあえる人がいる」の割合が高くなっています。また、他に比べ、65～69 歳、70～74 歳で「助けあいや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる」の割合が高くなっています。また、年齢が低くなるほど、「世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいらる」「ほとんど近所づきあいはない」の割合が高くなる傾向がみられます。

【近所づきあいの状況】

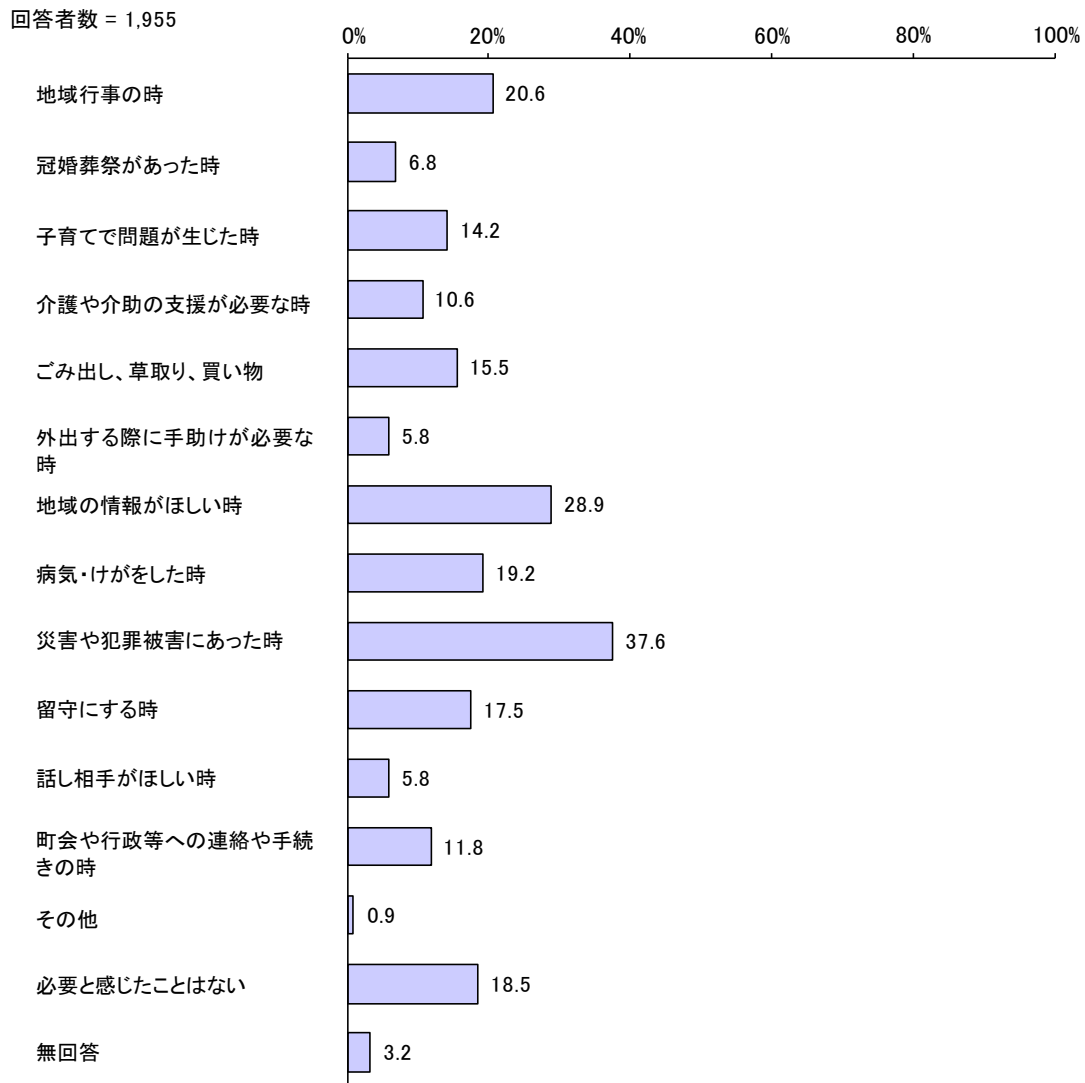
- 何かで困った時には、何でも相談し助けあえる人がいる
- なんでも相談し助けあえるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助けあえる人がいる
- 助けあいや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる
- 世間話等はしないが、挨拶をする程度の人はいらる
- ほとんど近所づきあいはない
- 無回答



③隣近所に助けあえる人が必要だと感じた時について

「災害や犯罪被害にあった時」の割合が37.6%と最も高く、次いで「地域の情報がほしい時」の割合が28.9%、「地域の行事の時」の割合が20.6%となっています。

【どのような時に、隣近所に助けあえる人がいればよかった・隣近所の助けが必要と感じたか】

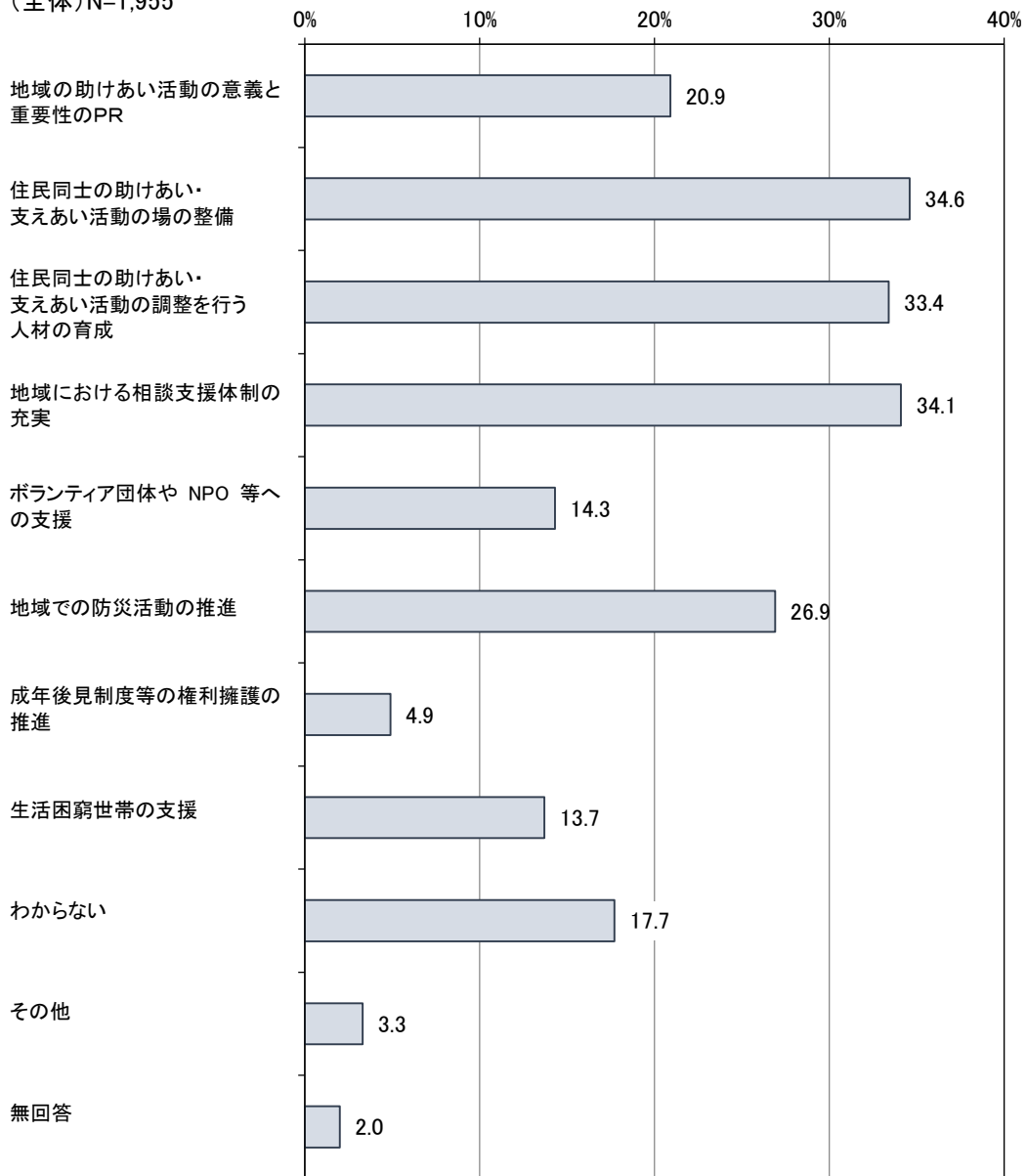


④住民同士による助けあい・支えあいについて

「住民同士の助けあい・支えあい活動の場の整備」が34.6%と最も高く、次いで「地域における相談支援体制の充実」が34.1%、「住民同士の助けあい・支えあい活動の調整を行う人材の育成」が33.4%となっています。

【住民同士による助けあい・支えあいを推進するために必要な取り組み】

(全体)N=1,955

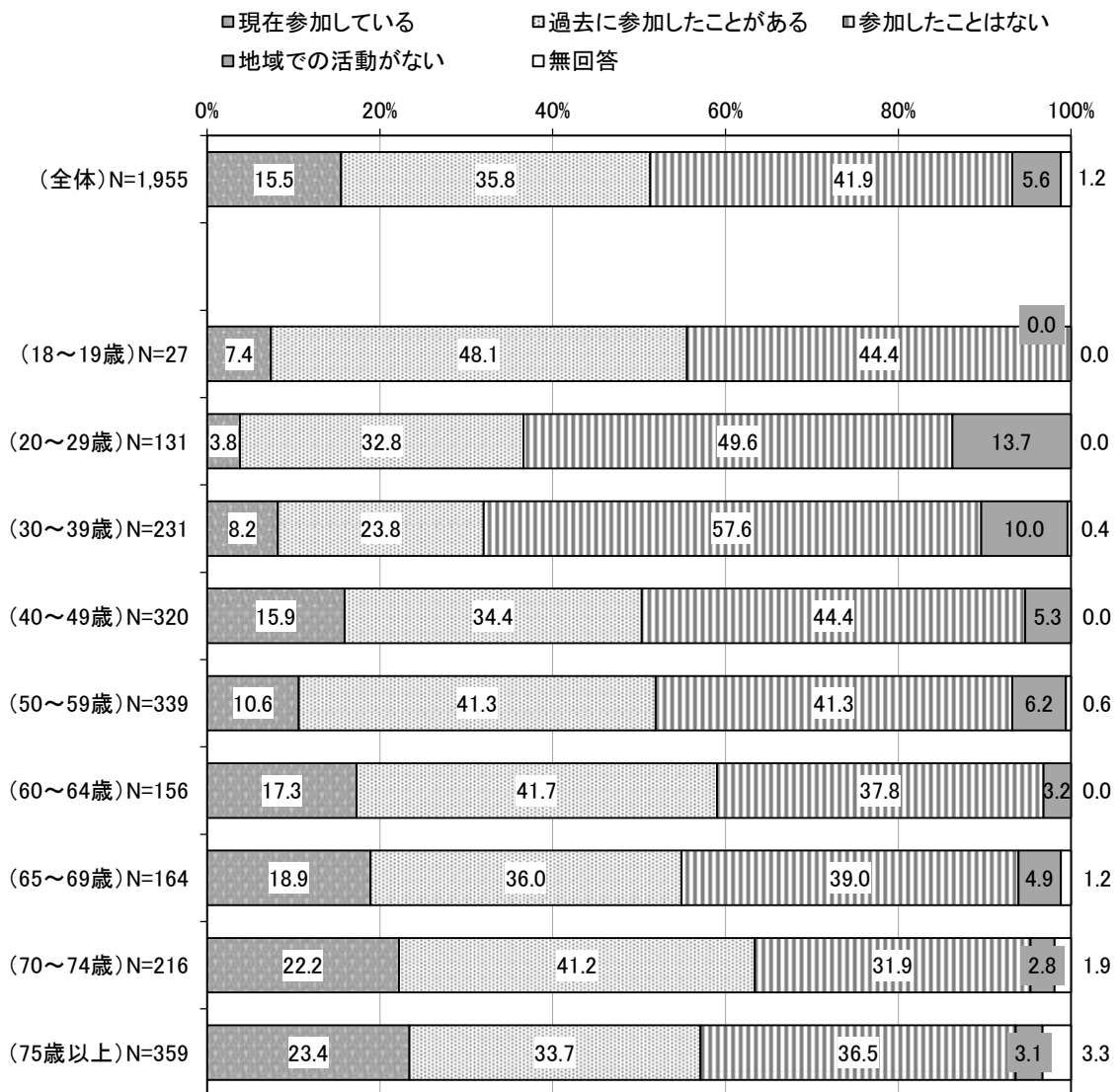


⑤地域活動やボランティアについて

「参加したことはない」の割合が41.9%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が35.8%、「現在参加している」の割合が15.5%となっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれて「現在参加している」の割合が高くなる傾向がみられます。一方、年齢が低くなるほど「参加したことはない」「地域での活動がない」の割合が高くなる傾向がみられます。また、他に比べ、18～19歳で「過去に参加したことがある」の割合が高くなっています。

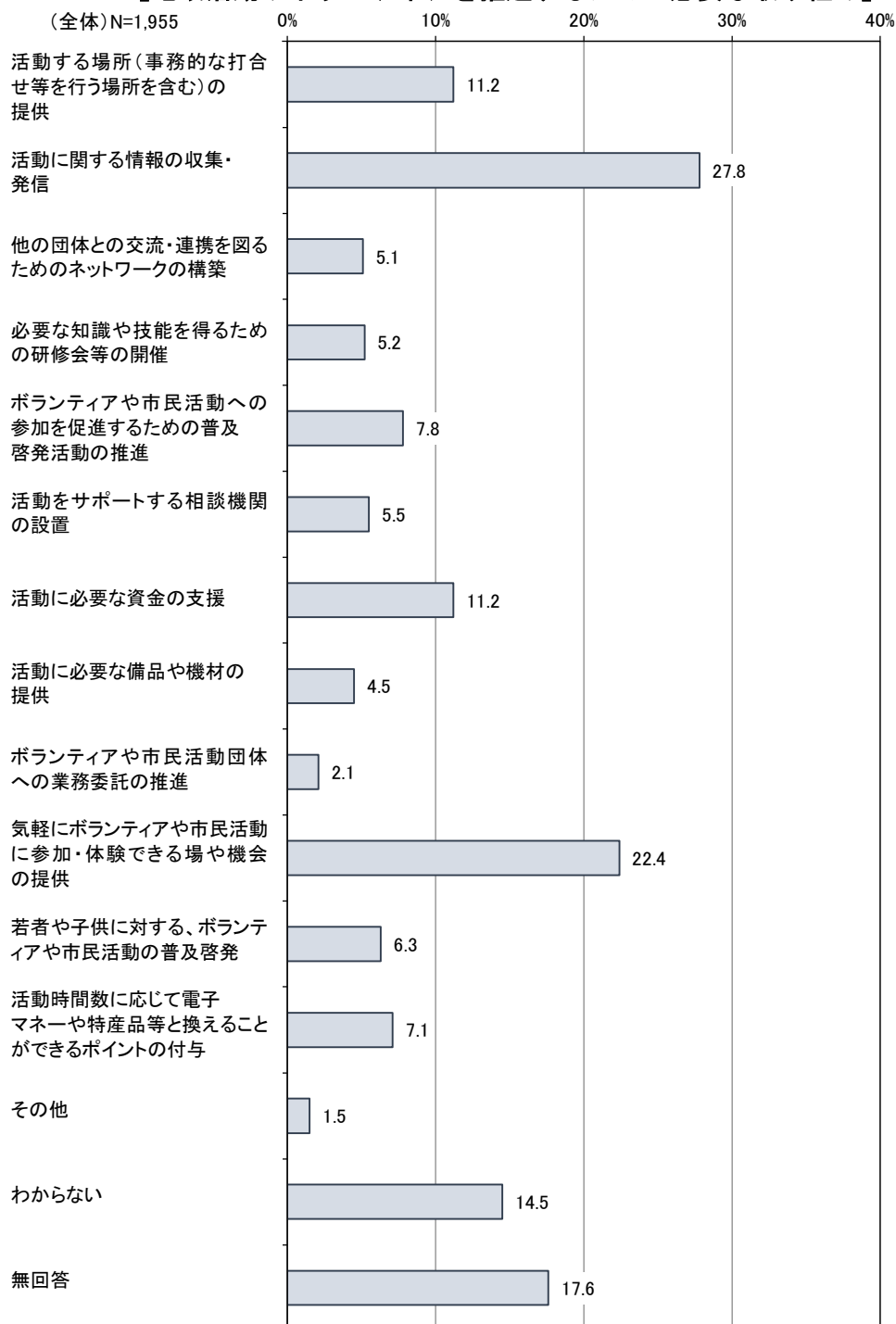
【地域活動やボランティアへの参加状況】



⑥活動の活性化について

「活動に関する情報の収集・発信」の割合が27.8%と最も高く、次いで「気軽にボランティアや市民活動に参加・体験できる場や機会の提供」の割合が22.4%、「わからない」の割合が14.5%となっています。

【地域活動やボランティアを推進するために必要な取り組み】

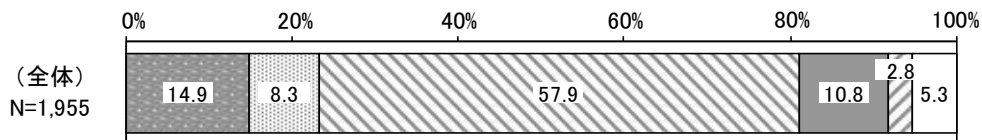


⑦地域課題の解決方法について

「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」の割合が 57.9%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の割合が 14.9%、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」の割合が 10.8%となっています。

【今後、地域課題を解決していく上でよいと思う方法】

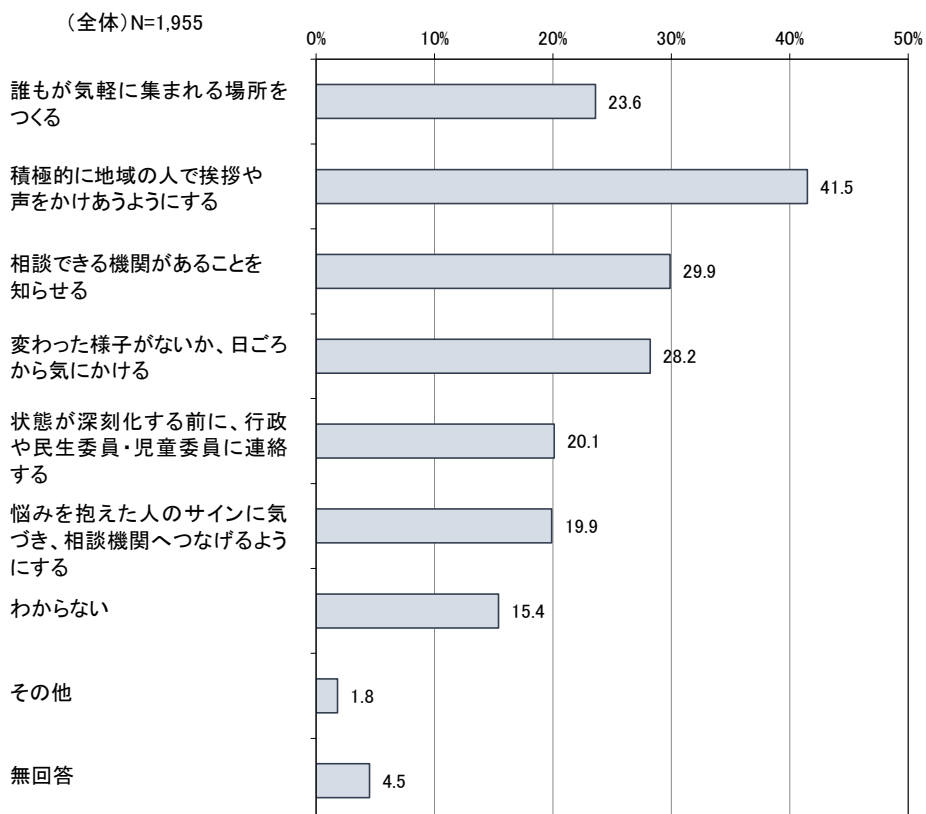
- 自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい
- ▨ 地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい
- ▧ 行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい
- 行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい
- ▨ その他
- 無回答



⑧社会的孤立について

「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」の割合が 41.5%と最も高く、次いで「相談できる機関があることを知らせる」の割合が 29.9%、「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」の割合が 28.2%となっています。

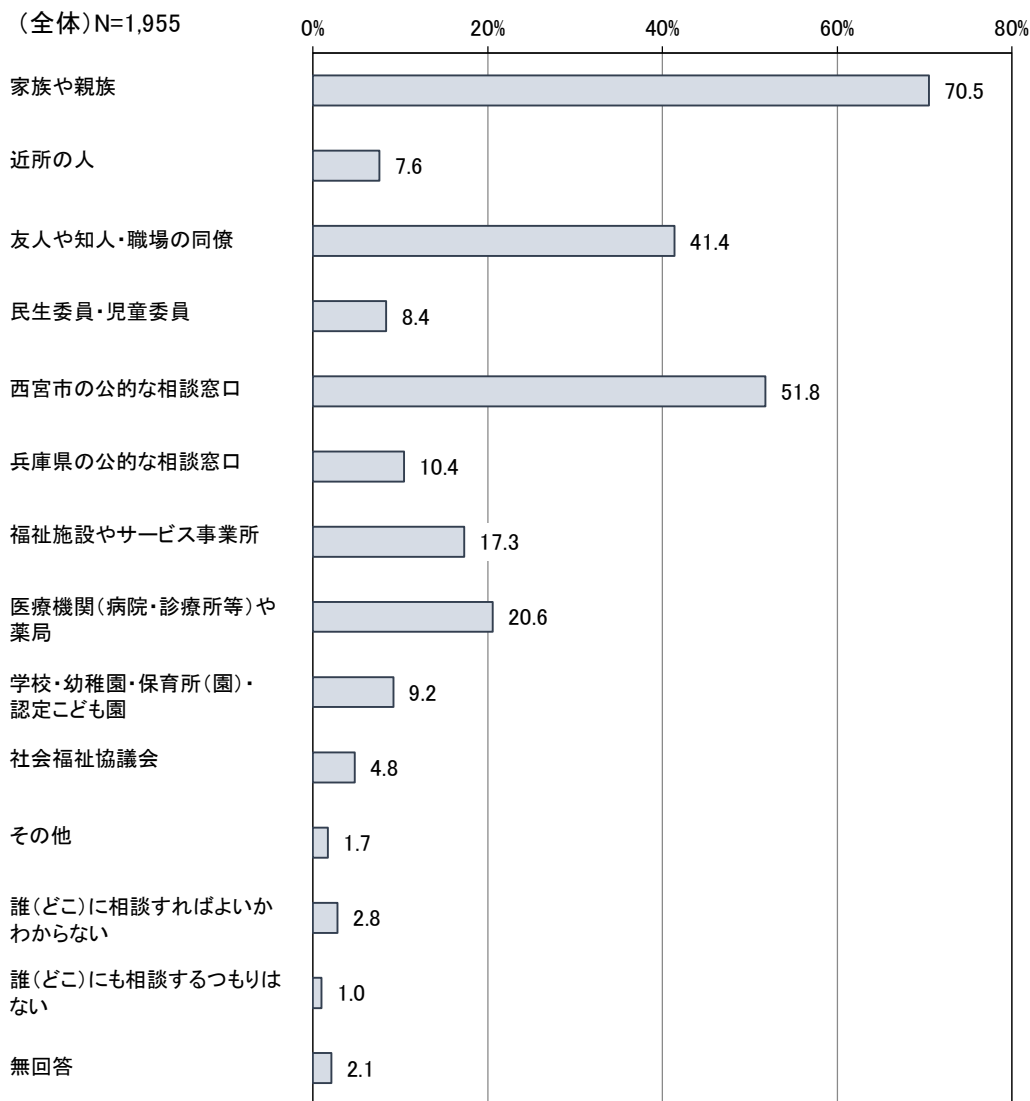
【社会的に孤立している人に対してできる取り組み】



⑨悩みごとや福祉に関する相談先について

「家族や親族」の割合が70.5%と最も高く、次いで「西宮市の公的な相談窓口」の割合が51.8%、「友人や知人・職場の同僚」の割合が41.4%となっています。

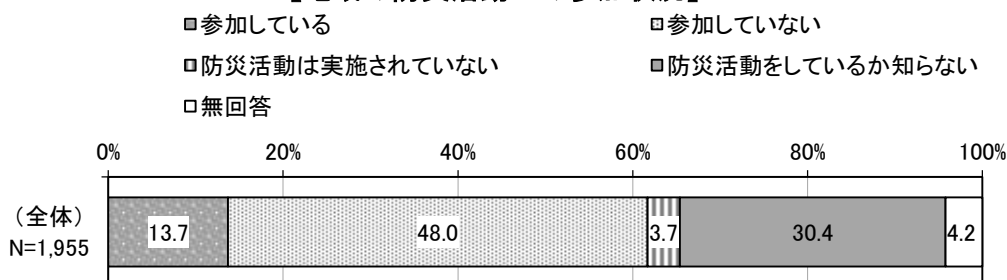
【福祉、介護、子育て等に関して困った時の相談相手】



⑩防災について

「参加していない」の割合が48.0%と最も高く、次いで「防災活動をしているか知らない」の割合が30.4%、「参加している」の割合が13.7%となっています。

【地域の防災活動への参加状況】

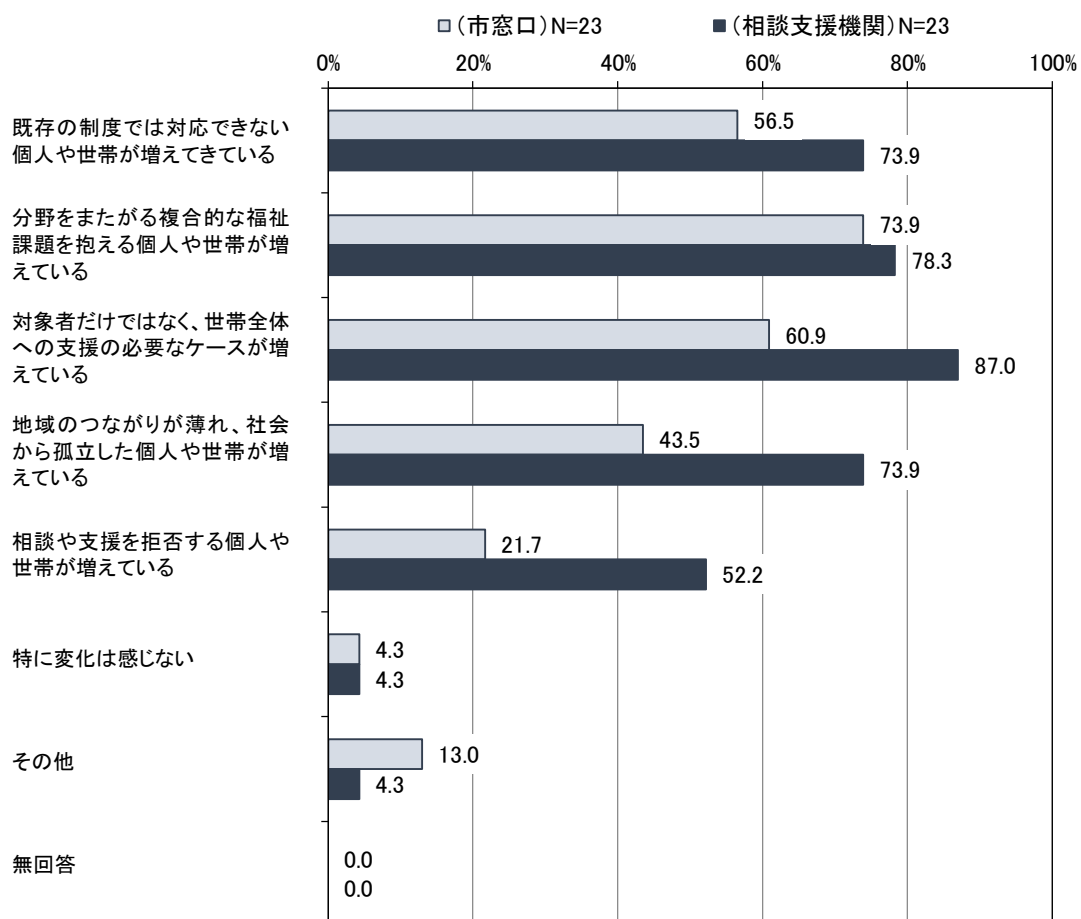


(2) - 2 アンケート調査の結果概要（市窓口・相談機関）

①最近の相談内容や支援対象者の傾向について

市窓口と相談支援機関とを比較してみると、「特に変化は感じない」「その他」を除く全ての項目で、市窓口の方が相談支援機関より低くなっています。

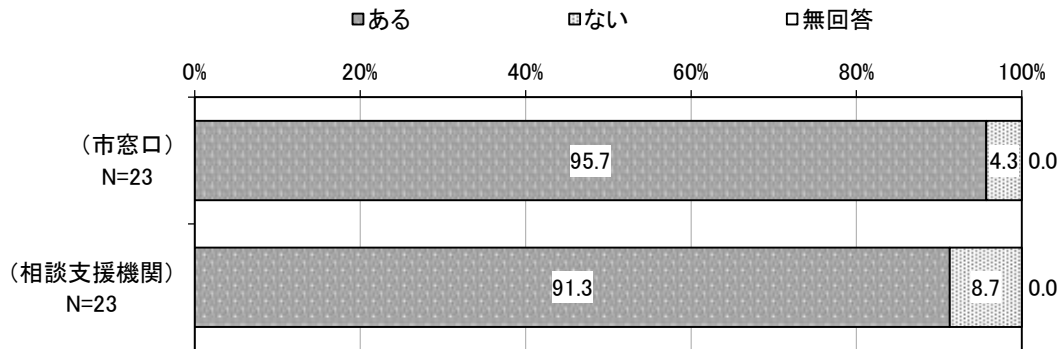
【最近の相談内容や支援対象者の傾向について感じていること】



②「制度の狭間」や「複合多問題」の相談について

市窓口と相談支援機関のどちらも、「制度の狭間」や「複合多問題」といった福祉相談に関する相談を受けたという回答が90%を超えています。

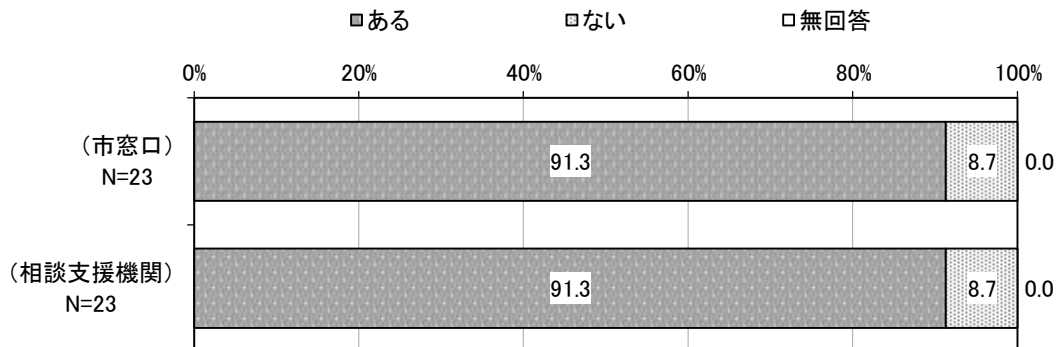
【「制度の狭間」や「複合多問題」といった福祉課題に関する相談を受けたことがあるか】



③業務範囲以外の福祉課題を抱えた人について

市窓口と相談支援機関とを比較してみると、「ある」「ない」共に同じ割合となっています。

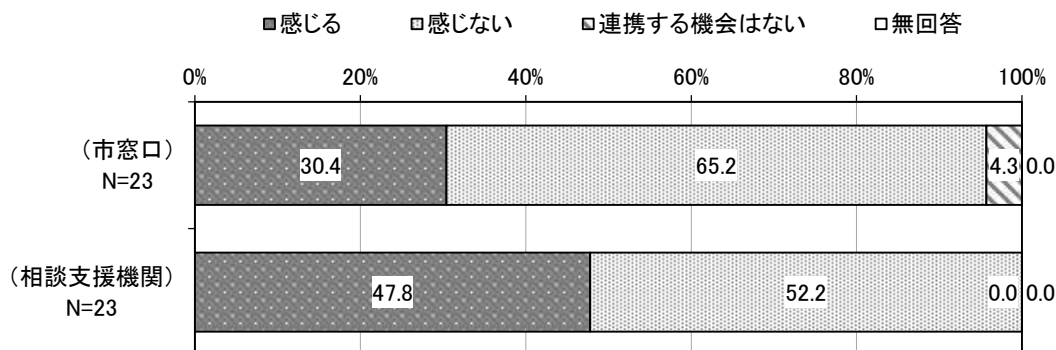
【普段の業務の中で、通常関わる業務範囲外の福祉課題を抱えた人に気づくことがあるか】



④他の課や相談支援機関・施設との連携について

市窓口と相談支援機関とを比較してみると、市窓口の方が相談支援機関より「感じる」で17.4ポイント低く、「感じない」で13.0ポイント高くなっています。

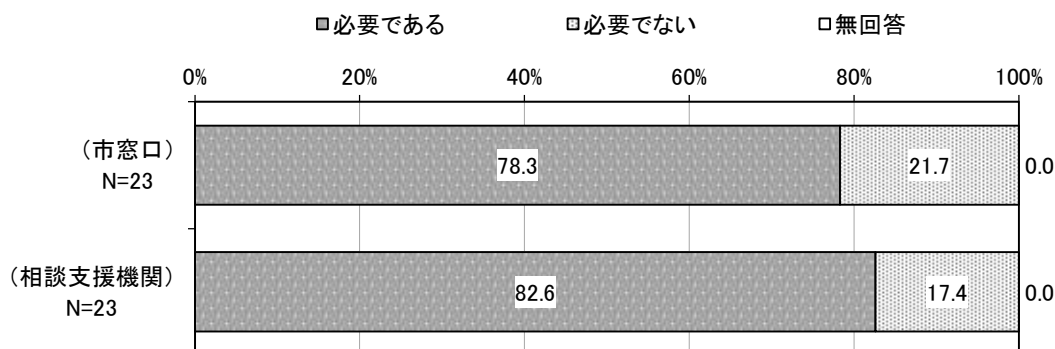
【相談者へ支援する際、他の課や相談支援機関等とスムーズに連携できていると感じるか】



⑤複数の関係部署・機関のコーディネートについて

市窓口と相談支援機関のどちらも、複数の関係部署・機関をコーディネートする部署等が必要だという回答が約80%となっています。

【「制度の狭間」や「複合多問題」に対し、複数の関係部署・機関をコーディネートする部署等が必要だと感じるか】

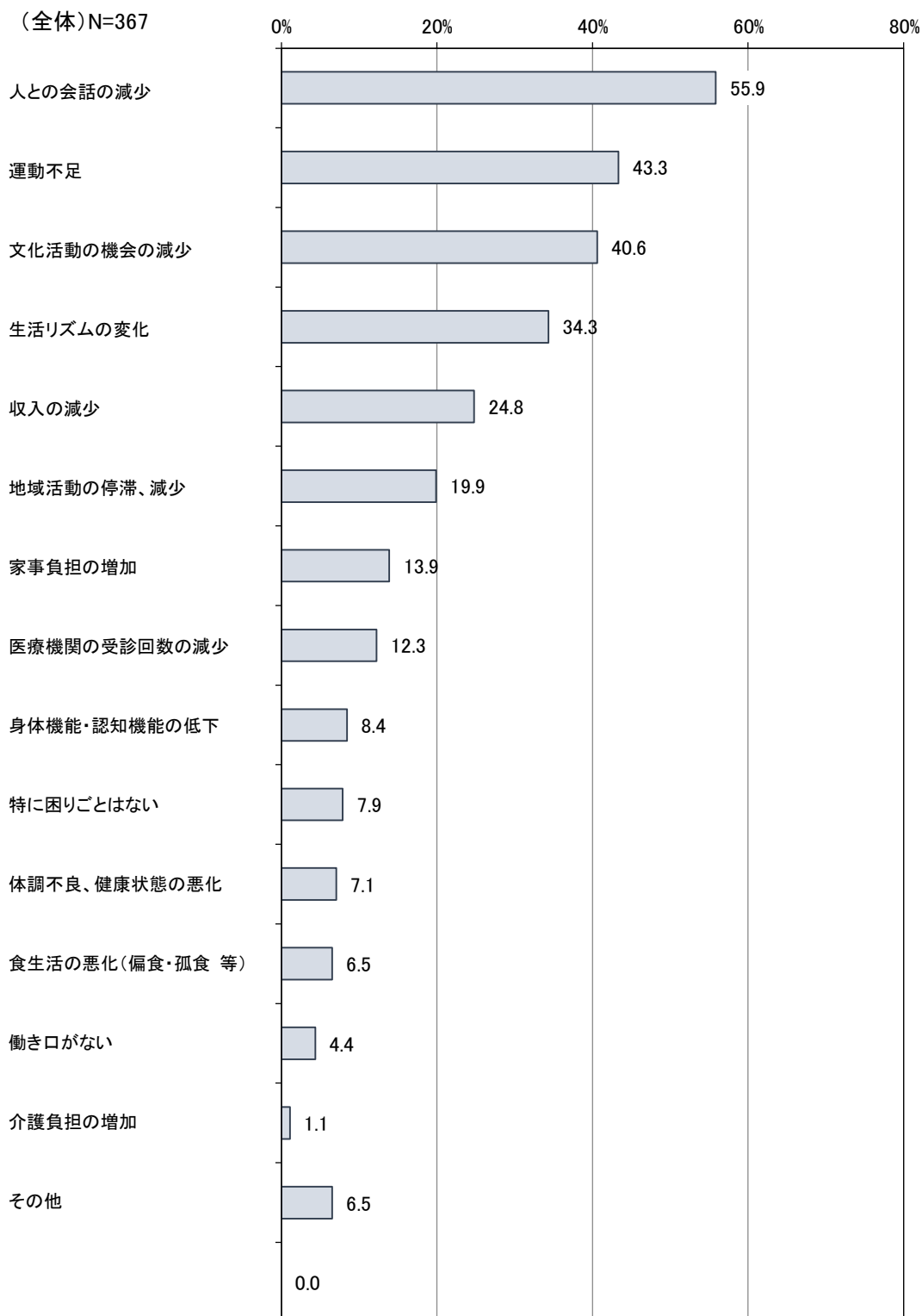


(2) - 3 アンケート調査の結果概要（市政モニター調査）

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日常生活での困りごとについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日常生活での困りごとは、「人との会話の減少」が 55.9%と最も高く、次いで「運動不足」が 43.3%、「文化活動の機会の減少」が 40.6%となっています。

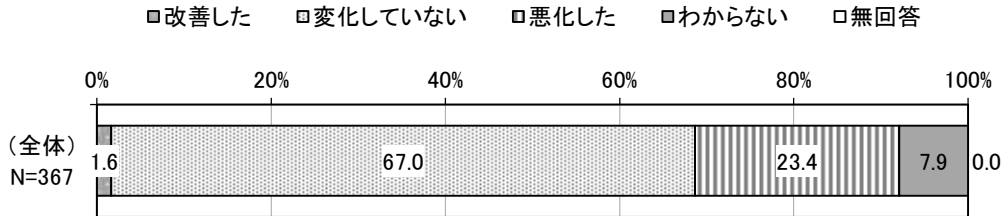
【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による日常生活での困りごと】



②コロナ禍における収入の変化について

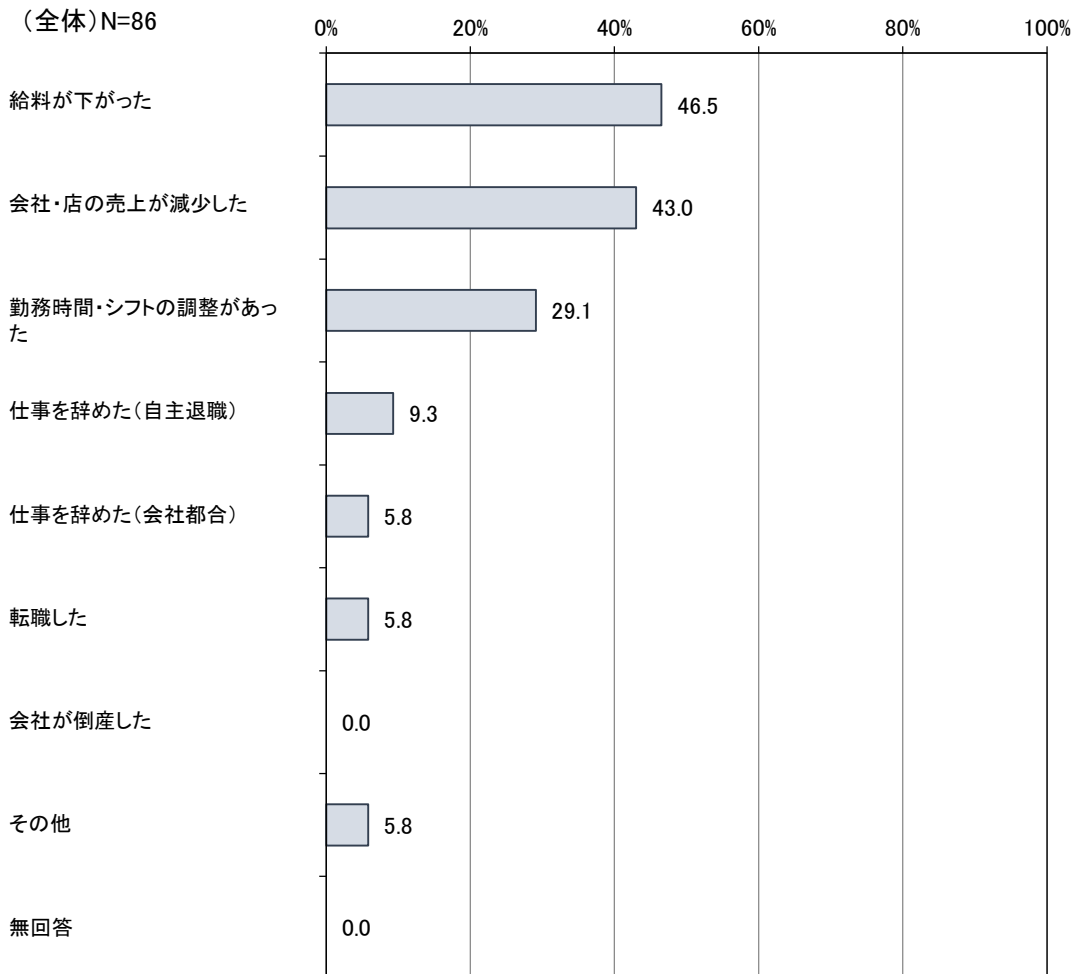
世帯収入の変化についてみると、「変化していない」が67.0%と最も高く、次いで「悪化した」が23.4%、「わからない」が7.9%となっています。

【新型コロナウイルス感染症の世帯収入への影響】



収入が悪化した具体的な理由についてみると、「給料が下がった」が46.5%と最も高く、次いで「会社・店の売上が減少した」が43.0%、「勤務時間・シフトの調整があった」が29.1%となっています。

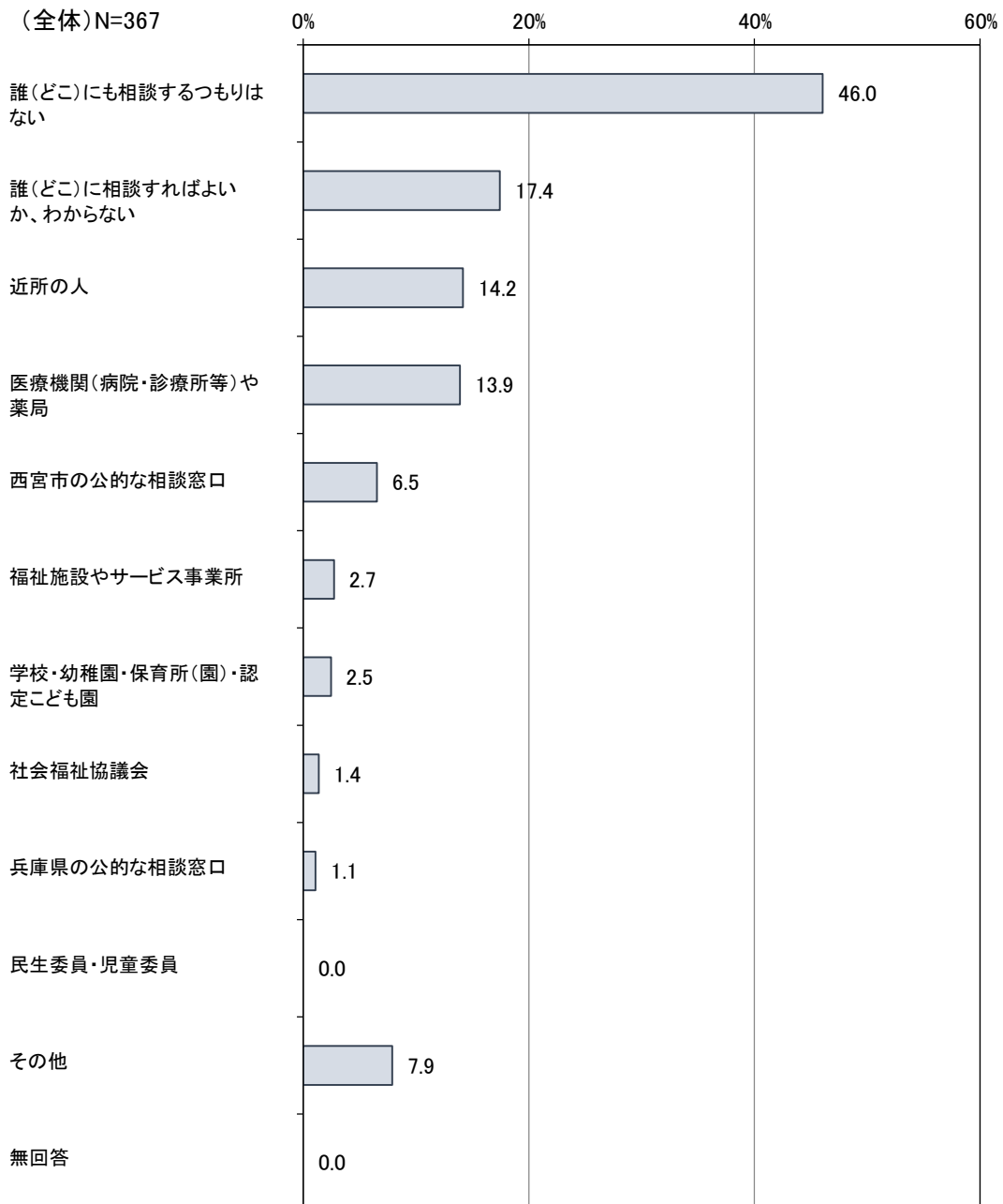
【世帯収入が悪化した要因】



③コロナ禍の悩みごとの相談相手について

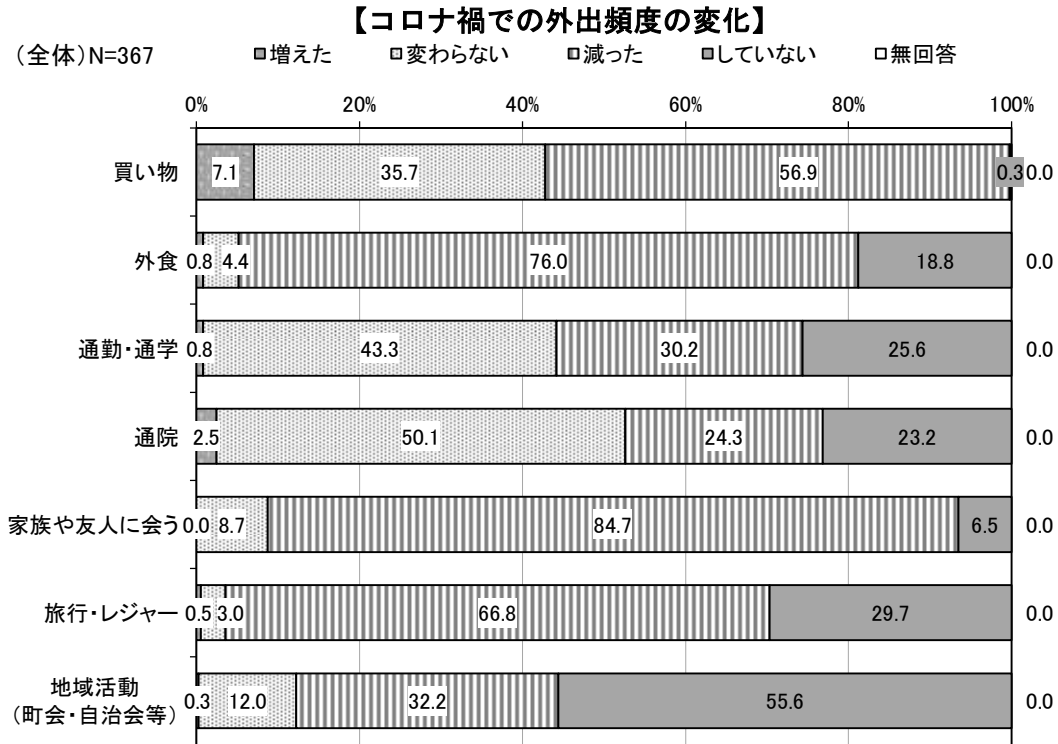
コロナ禍の悩みごとの相談相手は、「誰（どこ）にも相談するつもりはない」が 46.0%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談すればよいか、わからない」が 17.4%となっています。

【コロナ禍の悩みごとの相談相手】



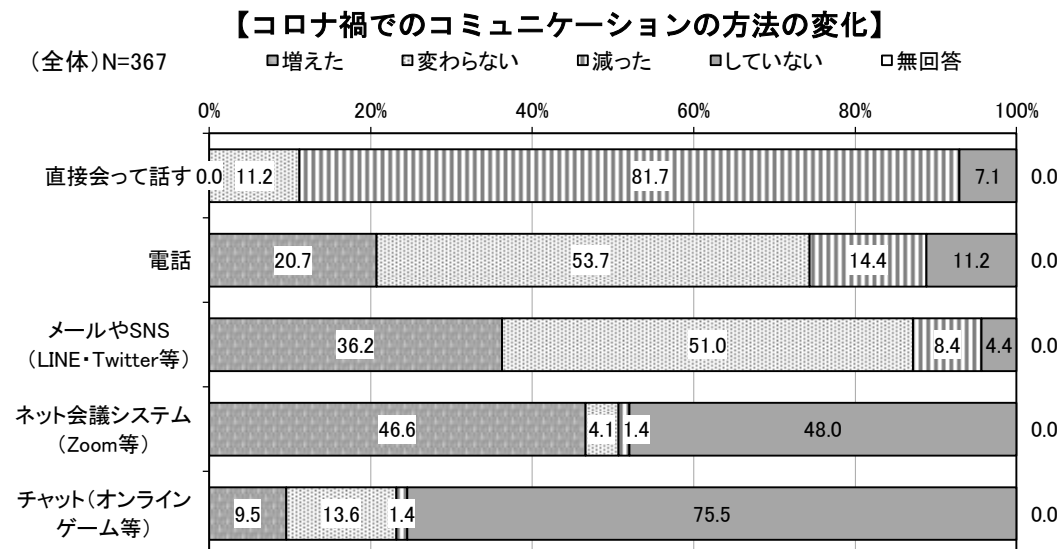
④コロナ禍での外出頻度の変化

コロナ禍での外出頻度の変化は、『買い物』『外食』『家族や友人に会う』『旅行・レジャー』で「減った」、『通勤・通学』『通院』で「変わらない」、『地域活動（町会・自治会等）』で「していない」が最も高くなっています。一方、他の項目と比べ『買い物』で「増えた」が7.1%と高くなっています。



⑤コロナ禍でのコミュニケーションの方法の変化

コロナ禍でのコミュニケーションの方法の変化は、『直接会って話す』で「減った」、『電話』『メールやSNS（LINE・Twitter等）』『ネット会議システム（Zoom等）』『チャット（オンラインゲーム等）』で「変わらない」、『ネット会議システム（Zoom等）』で「増えた」が最も高くなっています。一方、他の項目と比べ『ネット会議システム（Zoom等）』で「増えた」が46.6%と高くなっています。



(3) ヒアリング調査の結果概要

相談窓口・相談機関調査の結果をもとに、現場の意識、連携の土壌づくりに向けた課題を把握するため、市窓口と相談支援機関を対象にヒアリング調査を実施しました。

①活動の中で取り組んでいることについて

| 相談支援等の取り組み方について |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○専門外の相談であっても、まずは話を聴き、一緒に考えたり提案したりしている。○地域に出て、市民とつながる中で、自分たちの機関・団体について普及できている。○相談者の背景やその人が置かれている状況等、ケース全体を聴きながら対応を進めるため、複合多問題や制度の狭間の問題に気づきやすい。○連携する明確な理由があれば、他の専門機関と連携し、役割を分担しながら、支援に取り組むことができている。○連携する際に、素っ気ない反応をされても粘り強く関わり、行政や他の機関を巻き込みながら取り組みを進めている。○一人で抱えることなく、他の人を巻き込みながら進めるようにしている。○相談者の了承を得た上で、他の機関に連絡を取り、情報共有を行っている。○コロナ禍のため以前のようにサロン等に出られないが、民生委員・児童委員の集まりに参加して、顔を覚えてもらえるように努めている。コロナ禍以降に新しく民生委員・児童委員になった人とは、まだ十分なつながりができていない。 |

②活動の中で感じられる課題や問題点について

| 相談者の情報について |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○行政や他機関からの紹介で相談者が訪ねてきた際、事前に相談者に関する情報提供があると、より適切な相談や対応ができたと思うケースがある。○守秘義務等の関係上、複数の窓口や関係機関をわたって相談に来る方に何度も同じ話をしてもらう必要があり、相談者の負担となっている。○相談者から同意を得ることができないこともあり、関係機関に伝えたいのに伝えられない、聞きたいのに聞けないというジレンマがある。○つないでくれた地域の人や近所の人には、内容によっては個人情報の関係で、その後どうなったかということが報告できない。 |

| 複合問題について |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○複合問題を抱えている世帯は地域とつながっていないことがほとんど。大事になってから表面化するケースが多い。○本人が支援を望まなければ、情報提供で終わってしまう。○本人か家族が精神疾患を抱えているケースが増加している。診療を受けていないなど、精神疾患が明確でない場合は支援が難しい。○介護・障害といった異なるアプローチで同じ対象・世帯を別々に支援する場合、他の分野や機関の動きがわかりづらい。情報共有のあり方が課題。○課題によっては他分野との連携が難しい場合がある。○相談者個人の問題ではなく、世帯の問題として掘り下げて相談に応じる必要がある。掘り下げることができなければ、問題の表面だけの把握で終わってしまう。 |

行政との連携や求める役割について

- 制度の制約が強い部局もあり、連携しづらいとすることがある。
- 日頃からつながりのある部署とは連携しやすいが、つながりのない部署との連携は難しく感じることもある。
- 報告した結果のフィードバックがなく、その後どうなったかがわからない時がある。
- 行政内で横のつながりを強くしていくことが重要。自分の部局・担当だけの問題という考え方を変える必要がある。自分の分野を超えてどこまで取り組むかということを考えることが重要。
- ケースワークに関わらない部局の職員であっても、業務で市民に接する際に異変に気づき、関係機関につなぐ力を強化することが必要。
- 孤立をしている人等、相談を必要とする人は相談に来ないため、実際に外に出る必要がある。相談機関や地域とつながっていない人をどう掘り起こしていくかが課題であり、アウトリーチに取り組んでほしい。
- 連携や対応がうまくいっているケースを分析し、フィードバックすることが必要。

③今後取り組みたいこと

自分たちの役割について

- 相談者に何かをしてあげるのではなく、相談者の力を引き出す手伝いを継続する。
- 相談に来ている人、世帯が悩んでいる背景を広く伝えていく。
- コロナ禍で地域に出でいける機会が限られているため、インターネットやSNS等を用いた取り組みを通じ、市民とつながるきっかけづくりを継続する。
- 行政や他の機関と連携しながら、チームとして家庭の支援をどうやって進めるか考えて取り組みたい。
- 会社の研修で相談機関を知り、相談に来た人もいるため、企業へのPRに力を入れたい。

(4) 社会福祉法人の地域公益活動について

西宮市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット西宮）の加盟法人に対して、社会福祉法人による地域貢献活動の実施状況や、活動における課題、必要とする支援等の内容について、アンケート調査を実施しました。

| |
|---|
| 地域貢献活動の取り組み内容 |
| ○地域活動や行事への参加及び活動支援に取り組んだ。 ○地域住民向けの講座を実施した。 ○地域内の関係者会議へ出席した。 ○施設利用者と地域住民との交流の場の構築に取り組んだ。 ○ボランティアや実習生の受け入れに取り組んだ。 |
| 地域貢献活動を実施した効果 |
| ○会議への参加を通じて地域課題やニーズの共有をできる体制が構築された。 ○地域住民より、困りごとの相談を受けるようになった。 ○地域住民と協働した取り組みができるようになった。 |
| 地域貢献活動を実施する際の課題 |
| ○コロナ禍のため、施設の場所の提供が困難となっている。また、従来実施していた活動に関しても中止せざるを得ない状況となっている。 ○施設での感染症対策に対して地域の理解を得られるのかが不明。 ○一法人、一施設だけでは、人手を確保し活動を推進していくことが難しい。 ○地域住民や団体との関係性の構築が課題。 ○新たな当事者活動の検討を行っているが、個人情報や安全面の確保が課題。 |
| 地域貢献活動を実施する際に希望する支援 |
| ○他の施設や事業者との連携や協働ができる体制の構築。 ○法人と地域の諸団体（自治会・民生委員等）との関係構築のための仲介支援。 ○地域課題と社会福祉法人が提供できる資源の整理及びマッチング。 ○財政的な支援。 ○感染対策グッズの支援。 |
| 今後実施したいと考える地域貢献活動 |
| ○地域、企業、学校等での各種講座の開催。 ○近隣の社会福祉法人と連携した地域貢献活動の実施。 ○地域、大学等と連携した地域の見守り活動。 ○商業施設や公民館等への移動支援。 |

3 計画の策定経過

| 実施日 | 主な内容 |
|-------------------------|--|
| 令和2年11月16日 | 令和2年度第1回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶第4期計画の策定に向けて |
| 令和3年1月8日 ～令和3年1月29日 | 地域福祉計画改定のためのアンケート調査（市民） …地域福祉について、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見等の調査 |
| 令和3年1月26日 ～令和3年2月5日 | 地域福祉推進に向けたアンケート調査（市窓口・相談機関） …相談内容・支援対象者の傾向及び支援における多機関連携について調査 |
| 令和3年2月16日 | 令和2年度第2回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画改定に係る市民アンケートについて ▶市窓口・各相談支援機関へのアンケート調査について |
| 令和3年5月28日 | 令和3年度第1回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）の策定について ▶市民アンケート調査の結果について ▶市窓口・相談支援機関へのアンケート調査の結果について |
| 令和3年7月21日 ～令和3年8月2日 | 令和3年度第1回市政モニター調査 …コロナ禍での日常生活の変化について調査 |
| 令和3年7月8日 ～令和3年8月14日 | 相談支援機関等へのヒアリング …総合相談支援体制の構築に向けた現状把握と意見交換 |
| 令和3年8月16日 ～令和3年9月3日 | 西宮市社会福祉法人連絡協議会へのアンケート調査 …社会福祉法人の地域公益活動の現状・課題について調査 |
| 令和3年8月20日 | 令和3年度第2回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）の骨子案について |
| 令和3年10月19日 | 令和3年度第3回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）素案について |
| 令和3年12月6日 ～令和4年1月12日 | パブリックコメント（意見提出手続） …西宮市地域福祉計画（第4期）素案に対して意見募集 |
| 令和4年2月10日 | 令和3年度第4回西宮市地域福祉計画策定委員会 ▶西宮市地域福祉計画（第4期）案について |

4 西宮市地域福祉計画策定委員会

(1) 西宮市附属機関条例（抜粋）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（略）

（西宮市地域福祉計画策定委員会の特例）

第14条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市地域福祉計画策定委員会（以下この条において「委員会」という。）の委員の任期は、3年とする。

2 第2条第4項ただし書の規定は、委員会の委員には、適用しない。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

5 臨時委員を委嘱した場合の委員会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（略）

（意見聴取等）

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第4条及び別表市長の部
地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の款西宮市公共施設適正配
置審議会の項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定め
る日から施行する。〔平成25年規則第13号により、平成25年8月30日から施行〕

(略)

(西宮市地域福祉計画策定委員会の委員の任期に係る特例)

第17条 施行日から平成28年7月31日までの間、西宮市地域福祉計画策定委員会の委員
に委嘱された者の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

別表（第1条、第2条関係）

| 附属機関の 属する執行機関等 | 根拠規定 | 附属機関 | 担当事務 | 委員総数の 上限 | 構成 |
|-------------------|--|------------------------|--|-------------|----------------------|
| 市長 | 地方自治法 (昭和22年 法律第67号) 第138条の4 第3項 | 西宮市地域 福祉計画策 定委員会 | 社会福祉法 (昭和26年 法律第45号) 第107条に規 定する市町 村地域福祉 計画の策定 に関して必 要な事項の 調査及び審 議 | 20人 | 地域福祉の 推進に関わ る者 |

(2) 策定委員会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）に規定する西宮市地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 西宮市附属機関条例の別表の担当事務の欄にある「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画の策定に関して必要な事項の調査及び審議」として、次の事務を所掌する。

(1) 計画の進行管理及び次期計画策定のための課題分析に関すること。

(2) 次期計画の策定にあたって、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。

(3) 前項の検討にあたっては、国、県の計画やサービス等に関する基準を参酌するほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

(運営)

第3条 前第2号の検討にあたっては、特別の事項に関する調査審議として、策定委員会に臨時委員を置くことができる。

2 策定委員会は、地域福祉推進の中核的な組織としての役割を担っている西宮市社会福祉協議会の意見または説明を聴くことができるほか、オブザーバーとして参加を求めることができる。

(事務局)

第4条 策定委員会の事務局は別表に掲げる者とし、その庶務は健康福祉局福祉総括室地域共生推進課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は市長又は策定委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表

西宮市地域福祉計画策定委員会事務局職員名簿

| 役 職 名 | 備 考 |
|----------------|-----|
| 西宮市健康福祉局長 | |
| 西宮市こども支援局長 | |
| 西宮市健康福祉局福祉総括室長 | |
| 西宮市健康福祉局福祉部長 | |

| 役職名 | 備考 |
|-------------------|----|
| 西宮市健康福祉局生活支援部長 | |
| 西宮市健康福祉局保健所長 | |
| 西宮市健康福祉局保健所副所長 | |
| 西宮市こども支援局子供支援総括室長 | |
| 西宮市こども支援局子育て支援部長 | |
| 西宮市こども支援局こども未来部長 | |

(3) 西宮市地域福祉計画策定委員会委員名簿

| 地域福祉の推進に携わる者 | 役職等 | 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|--------------|------|--------------------------------|--------|------------|
| | 会長 | 関西学院大学人間福祉学部 教授 | 藤井 博志 | |
| | 副会長 | 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 | 竹端 寛 | |
| | 委員 | 西宮市民生委員・児童委員会 会長 | 安東 裕子 | |
| | 委員 | 瓦木地域包括支援センター センター長 | 何森 道子 | |
| | 委員 | 平木地区青少年愛護協議会 会長 | 内田 宏美 | |
| | 委員 | 認知症介護者の会さくら会 会長 | 加藤 由美子 | |
| | 委員 | 西宮医療連盟 理事 | 北垣 幸央 | |
| | 委員 | 兵庫県老人福祉事業協会阪神ブロック 顧問 | 北嶋 勇志 | |
| | 委員 | 一般社団法人老人クラブ連合会 理事長 | 古結 公司 | |
| | 委員 | NPO法人なごみ 事務局長 | 田村 幸大 | |
| | 委員 | 兵庫県西宮こども家庭センター 所長 | 谷口 稔彦 | |
| | 委員 | 生活協同組合コープこうべ第2地区本部 本部長 | 新島 進 | ~令和3年7月31日 |
| | | | 冬頭 佐智子 | 令和3年8月1日~ |
| | 委員 | 社会福祉法人みかり会小規模保育園 森のこどもたち 園長 | 林 真咲 | |
| | 委員 | 西宮市地域自立支援協議会 副会長 | 増田 真樹子 | |
| | 委員 | NPO法人つどい場さくらちゃん 理事長 | 丸尾 多重子 | |
| | 委員 | 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 理事長 | 水田 宗人 | |
| | 委員 | 西宮コミュニティ協会 副理事長 | 森 康子 | |
| | 臨時委員 | 公募市民 | 大和 陽子 | 令和3年4月1日~ |

5 西宮市地域福祉推進検討会議

(1) 西宮市地域福祉推進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市地域福祉計画（以下、「計画」という。）における施策・事業に関して、西宮市社会福祉協議会が策定した地域福祉推進計画（以下、「市社協計画」という。）における取り組みと連携して推進を図るために「西宮市地域福祉推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画における重点的な取り組みの推進に関する事項
- (2) 市社協計画との連携・協働に関する事項
- (3) その他、計画における施策・事業の推進に関する事項

(構成等)

第3条 検討会議は別表に掲げる部署の長をもって構成する。

2 検討会議にリーダーを置き、リーダーには健康福祉局福祉総括室地域共生推進課長を持って充てる。

(会議)

第4条 検討会議はリーダーが招集し、別表に掲げる部署の長のうち、検討事項に関連する部署の長が出席する。

2 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署の施策・事業の担当者を検討会議へ加えることができる。

3 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署以外の地域福祉推進のための重点的な取り組みに関連する部署及び支援機関等の職員を検討会議に加えることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(別表 1)

| 部 署 | 課 名 |
|---------------|--------------------|
| 健康福祉局福祉総括室 | 地域共生推進課 |
| 健康福祉局福祉総括室 | 福祉のまちづくり課 |
| 健康福祉局福祉部 | 高齢福祉課 |
| 健康福祉局福祉部 | 障害福祉課 |
| 健康福祉局生活支援部 | 生活支援課 |
| 健康福祉局生活支援部 | 厚生課 |
| 健康福祉局保健所 | 地域保健課 |
| 健康福祉局保健所 | 健康増進課 |
| こども支援局子供支援総括室 | 子供支援総括室 参事(計画推進担当) |
| こども支援局子育て支援部 | 子供家庭支援課 |
| こども支援局こども未来部 | 地域・学校支援課 |
| こども支援局こども未来部 | 子育て総合センター |
| 市民局コミュニティ推進部 | 市民協働推進課 |
| 市民局コミュニティ推進部 | 地域コミュニティ推進課 |
| 市民局コミュニティ推進部 | 地域防犯課 |
| 都市局都市総括室 | すまいづくり推進課 |
| 教育委員会学校教育部 | 学校教育課 |
| 西宮市社会福祉協議会 | 地域福祉課 |
| 西宮市社会福祉協議会 | 共生のまちづくり課 |
| 西宮市社会福祉協議会 | 総合相談支援課 |

6 用語解説

あ行

■ I C T

情報通信技術（Information & Communication Technology）の略です。「I T」（Information Technology）もほぼ同義として用いられていますが、国際的にはI C Tの方が広く使われています。

■アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、届いていなかったり自ら申し出をしない人たちに対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指す取り組みのことをいいます。

■運営推進会議

地域密着型サービス事業者が開催する会議で、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成され、地域に開かれたサービス、サービスの質の確保を図るものです。

■ S N S

「Social Networking Service」の略です。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのことをいいます。

か行

■介護相談員

介護施設等の介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人をいいます。活動を行うために必要な一定水準の研修を受けています。

■協働

市民、企業、行政等の立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことをいいます。

■権利擁護支援システム推進委員会

高齢者、障害者等の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障害者等の権利を守るための支援策並びに西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能等を含めた地域における権利擁護支援システムの推進及び検討についての調査及び審議並びに西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例の規定によりその権限に属された事項の処理をするための審議会です。

■権利擁護支援者人材バンク

西宮市における多様な権利擁護支援ニーズに対応する一定の研修を修了した市民が、社会貢献の精神に基づく権利擁護支援活動を行い、また、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が地域の権利擁護支援活動に協力を行うための仕組みのことをいいます。

■権利擁護推進員

高齢者・障害者権利擁護支援センター等が行う権利擁護に関する普及・啓発等に協力する人のことをいいます。

■後見活動支援員

高齢者・障害者権利擁護支援センターが行う法人後見活動に協力する人のことをいいます。

■合理的配慮

障害のある人が、障害のない人と同様に権利が確保され、教育、就労、その他の社会生活に平等に参加できるように、障害の状況や程度に応じて必要かつ適切な配慮（変更や調整）を、過度の負担にならない範囲で行うことをいいます。平成 28 年度より施行された障害者差別解消法では、合理的配慮を提供しないことも差別に当たると規定しています。

■高齢者あんしん窓口

地域包括支援センターの西宮市における呼称です。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、どのような支援が必要か状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度の利用等につなげて支援を行う機関で、15 の日常生活圏域ごとに設置しています。

■高齢者・障害者権利擁護支援センター

介護や福祉のサービスを選ぶことや契約することが難しい認知症高齢者や、知的・精神に障害のある人等に対して、成年後見制度利用等の権利擁護に関する相談や支援を実施することを目的に西宮市が設置している機関です。

■子育て地域サロン

地区社会福祉協議会等が主体となり、子育て中の親が子供と一緒に気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、情報交換ができる身近な場として開設しているサロンのことをいいます。

■子育てひろば

子育て家庭（特に0歳～2歳の子供や保護者）が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場を開設する地域子育て支援拠点事業のことです。西宮市では、「子育てひろば」として、子育て総合センター、児童館・児童センター、大学、保育所、幼稚園等で実施しています。

さ行

■市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人（補助人・保佐人を含む）のことで、地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民のことをいいます。

■社会福祉協議会

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

■障害者総合相談支援センターにしのみや

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、情報提供や様々な支援を行う、西宮市における基幹相談支援センターです。

■小地域福祉活動

身近な小地域（小学校圏域等）を単位として、近隣の人々が行う見守り活動や支援活動等、福祉活動の総称です。

■情報バリアフリー

高齢者や障害のある人を含め、誰もがICT（情報通信技術）を利活用し、その恩恵を享受できるようにすることをいいます。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことをいいます。

■生活支援員

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）において、利用者のサービス利用や金銭管理に関する支援を行う人のことをいいます。

■生活支援コーディネーター

住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成等を行うとともに、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員のことで、

■制度の狭間

ゴミ屋敷、ひきこもり、不登校、ホームレス、近隣住民とのトラブル等、対応できる制度がない、もしくはあっても不十分な課題のことをいいます。従来の福祉制度に当てはめる支援では解決が難しく、全国的な問題となっています。

■成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が不十分なために自分自身の権利を守るのが困難な人を支援する制度です。その人の意思を尊重した財産管理やサービス利用のための契約等をサポートします。

た行

■地域子育て支援拠点事業

「子育てひろば」をご参照ください。

■地域自立支援協議会

障害のある人の生活を支えるため、地域の福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置運営するものです。西宮市においては、障害当事者や障害者団体、相談支援事業所等のサービス事業者、関係機関等の参加により組織されており、「障害のある人もない人も 地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指して活動しています。

■地域生活課題

社会的孤立や経済的困窮等によって地域住民に拡大している生活課題の広がりとともに、その中でさらに深刻化している福祉課題を一体的に捉える言葉として「地域生活課題」と定義しています。

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される体制と定義されています。市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要となります。

■地域包括支援センター

「高齢者あんしん窓口」をご参照ください。

■地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービスのことをいいます。

■地区ボランティアセンター

地区社会福祉協議会活動の1つで、「相談・情報提供」、「ボランティア活動の普及推進」、「ボランティアによる生活支援や地区ボランティアセンターの拠点機能を活用した支援」、「個人や各種地域団体及び専門機関とのコーディネート」の4つの機能を有する機関です。地区によって、開設曜日・時間が異なります。

■つどい場

個人の家や空き家等を活用し、住民同士がより身近に、気軽に集まれる場のことをいいます。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者のみならず、恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子供を利用した暴力が含まれます。

■当事者組織

共通した経験や境遇・困難を持つ人（本人）やその家族等が、お互いの悩み・課題を共有し、それらの対応・解決のために学び、情報を交換し、支えあっていく組織のことをいいます。

な行

■西宮いきいき体操

地域住民がグループで、身近な場所において行う高齢者向けの筋力向上を目的とした体操です。手首や足首におもりをつけ、DVDの映像に合わせて行います。おもりの量を調整したり、座って体操することによって、体力に自信がない方も一緒に参加することができます。

■西宮市地域福祉推進検討会議

西宮市地域福祉計画における施策・事業に関して、西宮市社会福祉協議会が策定した西宮市社会福祉協議会地域福祉推進計画における取り組みと連携して推進を図るために設置した検討会議で、計画における重点的な取り組みや市社協計画との連携・協働について検討を進めます。

■日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症や知的・精神障害のある人等、判断能力が不十分な状態にある人に対して、福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理の支援を行う事業のことです。

■認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場のことをいいます。

は行

■8050 問題

80 代の親が 50 代の子供の生活を支えるという問題のことをいいます。背景には子供のひきこもりがあると考えられています。

■ピアサポート／ピアサポーター

障害のある人自身が、他の障害のある人に対し、自らの体験に基づき、相談に対応したり、社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する活動のことをいいます。そのサポートを行い相談に応じる人のことをピアサポーターといいます。

■福祉避難所

一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する障害のある人や高齢者等の災害時要援護者を受け入れる避難所のことをいいます。

■ふれあい・いきいきサロン

地区社会福祉協議会における交流活動の1つで、住民同士が気軽に集い、自由に交流することで、孤立感の解消や仲間づくりを図ることを目的に開設しているサロンのことをいいます。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。全ての民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれます。

■ヤングケアラー

法律上の明確な定義はありませんが、厚労省は、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子供のことをヤングケアラーとしています。

■ユニバーサルデザイン

調整しなくても可能な限り全ての人が利用しやすい製品、サービス、環境等になるよう、当初から普遍的な機能を組み込んでおくという考え方のことをいいます。